



未来を拓く 挑戦者たち vol.4



1. 特定非営利活動法人 緑のダム北相模
2. 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
3. 特定非営利活動法人 セイラビリティ江の島
4. 特定非営利活動法人 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク
5. 特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム
6. ヒロコ・ムトー
7. なでしこ防災ネット
8. こどもの本のみせ ともだち
9. 特定非営利活動法人 峠工房
10. GLOBE PROJECT

かながわボランティア活動推進基金21
平成21年度助成終了事業成果報告書

かながわ県民活動サポートセンター

この報告書の目的と構成

この報告書は、かながわボランティア活動推進基金21の助成等を受けた事業の成果と今後の課題を県民の方々に知っていただき、県内のボランティア活動の一層の推進と基金21に対する理解を深めていただくことを目的に作成しました。

今回は、2009年度(平成21年度)で助成が終了した5つの事業(協働事業負担金2事業、ボランティア活動補助金3事業)の事業経過とその成果並びに同年度にボランティア活動奨励賞を受賞した4団体1個人の活動と受賞による成果について紹介します。

この成果報告書は、「協働事業負担金」「ボランティア活動補助金」については、団体ごとに「インタビュー記事」「〇年間の軌跡(データ)」「〇年間をふりかえって」の3つの記事によって、構成されています。

「インタビュー記事」については、神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会幹事の藤澤浩子氏、中島智人氏の両氏に各団体等へのヒアリング調査を実施して執筆いただいたものです。

また、「〇年間をふりかえって」は、事業を実施した団体が自ら、どんな課題に直面して事業に取り組もうとしたのか、また、基金21の助成金を得てから、その事業が終了するまでの経過や事業成果などについて、改めてふりかえって検証していたものです。「協働事業負担金」については、県の協働部署による事業のふりかえり記事も掲載しました。

基金21の制度で行われた助成事業の成果を伝える手法として、単なる数値やデータだけでは、真に成果を伝えることはできませんし、団体自身の言葉だけでも十分ではありません。こうしたことから、第三者の視点と、事業の実績を伝える数値的

なデータ、そして事業を実施した団体自らの言葉によるふりかえりという、3つの記事で報告するスタイルをとっています。

ボランティア活動奨励賞については、受賞団体等に協力いただき、かながわ県民活動サポートセンター基金事業課職員が取材を行い、執筆しました。

また、今回は、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会会長とインタビュー記事執筆した両氏による鼎談^{てい}を掲載しました。ここでは、今回の助成終了事業を俯瞰^{ふかん}し、事業の特徴、基金21の負担金、補助金の果たす役割などについて、ご論議いただきました。

この報告書が、すでにボランティア活動に取り組まれている方にとっては、実践に当たっての参考として、まだ活動をされていない方にはガイドブックとして、ご利用いただけたらと願っています。

なお、基金21制度の概要については、本報告書の末尾にある「かながわボランティア活動推進基金21とは」をご覧ください。

CONTENTS

— 目 次 —

■ 助成終了事業報告

○ 協働事業負担金

- 1 森林と都市生活者を繋ぐ^{つな}水源環境の保全再生・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

特定非営利活動法人緑のダム北相模

神奈川県環境農政局かながわ農林水産ブランド戦略課

神奈川県政策局土地水資源対策課

神奈川県県央地域県政総合センター森林保全課

インタビュー記事執筆：中島 智人

- 2 行政相談窓口職員多言語対応&相談能力向上研修事業・・・・・・・・・・・・ 18

特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター

神奈川県県民局国際課

インタビュー記事執筆：藤澤 浩子

○ ボランティア活動補助金

- 3 海はバリアフリー セイラビリティ活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

特定非営利活動法人セイラビリティ江の島

インタビュー記事執筆：中島 智人

- 4 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ワークショップ・・・・・・・・ 38

特定非営利活動法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク

インタビュー記事執筆：藤澤 浩子

- 5 コミュニティカフェ事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム

インタビュー記事執筆：藤澤 浩子

■受賞団体等紹介

○ボランティア活動奨励賞

- 1 ヒロコ・ムトー 54
子どもたちへの、いじめの克服と生きる勇気を与えるための朗読講演活動
- 2 なでしこ防災ネット 56
家庭や地域を守る女性を対象にした防災知識や技能の普及
- 3 こどもの本のみせ ともだち 58
子育てに悩む母親と子ども達へのおはなし会・読み聞かせ活動
- 4 特定非営利活動法人峠工房 60
知的障害者、発達障害児・者、小・中学生への生活・学習支援
- 5 GLOBE PROJECT 62
スポーツを楽しむことを通して社会問題の解決につなげる、スポーツイベント開催活動

■基金 21 審査会会長、インタビュー^{てい}ー鼎談 64

■神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会名簿 72

■これまでの基金 21 対象事業・団体等一覧 73

■かながわボランティア活動推進基金 21 とは 77

■編集後記 78



協働事業負担金



1 特定非営利活動法人緑のダム北相模

2 特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター



森林と都市生活者を繋ぐ水源環境の保全再生 —市民と協力した森林保全活動—

- 事業種別 : 協働事業負担金
- 実施主体 : 特定非営利活動法人緑のダム北相模
- 協働の相手方 : 環境農政局かながわ農林水産ブランド戦略課、政策局土地水資源対策課
県央地域県政総合センター森林保全課
- 実施年度 : 平成 17 年度～21 年度
- 総事業費 : 43,600,574 円 (5 年間)
- 負担金交付額 : 23,500,000 円 (5 年間)
- 事業内容 : 荒廃が加速する森林の保全・再生を図るための森づくりとして森林整備を行うとともに、森と都市生活者を繋ぐ事業として緑のダム体験学校などを行う。また、森をいかすために森林資源(流域材)の利用促進や流通システムづくりを行う。

インタビュー記事

はつらむ

「急がず、無理せず、楽しく、休まず、ボチボチと・・・。そして、たくさん参加で森は、良くなる。」これは、特定非営利活動法人緑のダム北相模のモットーである。1998年（平成10年）8月の活動開始以来、文字通り「雨の日も休まず」、月2回の活動を相模原市相模湖町地区で続けている北相模。荒廃が進む森林の保全と再生に取り組み、また都市生活者と森林とを結び、そして森林資源の利用促進のためのシステム作りを試みたボランティア団体、緑のダム北相模と県との5年間にわたる協働事業である。基金21協働事業負担金によるこの事業について、緑のダム北相模代表の石村黄仁さん、および県の担当部署であるかながわ農林水産ブランド戦略課、土地水資源対策課、県央地域県政総合センター森林保全課の3課の担当者に話を伺った。

神奈川県森林の現状

神奈川県には、丹沢・大山あるいは箱根の奥山や山地、より身近なところでは里山や市街地近郊の樹林を含めると、およそ9万5千ヘクタールの森林があり、県全体の面積に占める森林の割合は40パーセント近くになる。神奈川県が策定した「神奈川県域森林計画書」は、森林の機能を「木材等の林産物を供給するほか、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、さらには野生動物植物の生息の場としての機能など様々な機能を有している。」としており、また、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策にも寄与することから、森林の持つ機能を「より高度、かつ持続的に発揮すること」が求められていると指摘している。このように、私たちの生活に多大な恩恵をもたらす森林ではあるが、荒廃の進行という大きな課題を抱えているのが現状である。神奈川県による継続的な調査では、民間が所有する人工林、つまり主に木材の生産を目的とした森林のうち、手入れが適正にされているのは全体の16パーセントに過ぎない。一方で全体の6割以上は、長期間の手入れ不足のため荒廃が進んだ森林である。海外からの安価な木材の輸入や木材需

要の減少により、人工林の多くは経済的に成り立たなくなったことから、その多くが放置されているのである。



緑のダム北相模代表 石村さん

緑のダム北相模の活動とFSC認証

緑のダム北相模の活動は、1998年（平成10年）に発足した任意団体「さ

がみ湖・森つくりの会」の設立にさかのぼる。森林の荒廃を目の当たりにした石村さんは、「この現状を放っておけない」という思いから、有志数人とこの団体を立ち上げ、「子孫に森林破壊という負の遺産を残してはならない」という理念を掲げて森を救う活動を開始したのである。もともと、空気清浄装置の開発の仕事をしていた石村さんだが、当時は森林保護に関しては素人同然であった。そこで、WWFジャパン（世界自然保護基金・日本委員会）や他のNPO法人の指導を受けながら、旧相模湖町の森林を拠点に、月1回の活動を始めたのである。

活動開始当初は地元との軋轢もあったというが、「雨の日も休まず」続けた活動は徐々に地域の信頼を獲得していった。そして、2000年（平成12

《実施団体による団体紹介》

認証の動機: FSC国際認証を取得しようと志したのは、2002年に三重・速水林業、高知・梶原森林組合が認証林になったことによる。

認証林に指定されるためには、法人化の必要があった。同年7月にNPO法人に登録すると並行して、3か年計画で認証取得を目指し、2005年10月に認証取得に至った。

NPOは、「第三の公共」である。市民・企業・学際・行政の手が届かない部分の穴を埋め、市民生活の充実を図るのが非営利活動の役割である。

年) 8月、旧相模湖町若柳に山主の同意のもと、後にFSC(森林管理協議会)認証、そして基金21協働事業負担金による事業の活動拠点のひとつとなる若柳嵐山の森を得たことにより、会の活動が定着することとなった。

FSCは、ドイツ・ボンに本部を置き国際的な森林認証を行っている団体のひとつである。WWFがその設立に関わったことから、日本ではWWFジャパンが、森林保全の一環としてその普及に努めている。2000年(平成12年)に、日本でFSC認証を取得した森林を視察した石村さんは、認証された森林のすばらしさを認識するとともに、環境の適切な保全、地域の社会的利益への合致、経済的な持続可能性という環境と社会と経済とがバランスよくまとめられた理念に共感し、森林保全の活動にこの理念を取り入れ、FSC認証を目指す決意をしたのである。

基金21協働事業負担金とFSC認証

FSC認証取得に向けて、2002年(平成14年)1月、会の名称を現在の「緑のダム北相模」に改めた。「緑のダム」という言葉は、水をたくさん吸収し、少しずつ川や地下水に放出する健全な森林の働きに由来する。200

2年(平成14年)7月には、内閣府認証の特定非営利活動法人として登記し、FSC認証に向けた活動を本格化させた。FSC認証取得には、各種費用のほか、自然環境調査など専門家の協力、さらには行政のもつデータや法規制などの理解も不可欠となる。資金とともに県の協力も不可欠と考えた緑のダム北相模は、基金21協働事業負担金への応募を決めたのである。

緑のダム北相模による基金21の事業は2005年度(平成17年度)から開始されるが、2004年度(平成16年度)の協働事業負担金にも応募してプレゼンテーションを行っている。当時、神奈川県では水源環境の保全・再生にかかわる政策を立案中であり、緑のダム北相模による提案も大きな政策の流れに合致したものであったが、不採択となった。そして、事業内容を再検討し、2005年度(平成17年度)の協働事業負担金事業として採択されたのである。

FSC認証を目指していた緑のダム北相模の協働事業は、FSCのガイドラインから「環境性」、「経済性」、「社会性」の重要性を読み取り、これらを事業推進上の「森づくり三原則」としてまとめた。それぞれが、「森をつくる

事業(「環境」)、「森をいかす事業(「経済」)」、「森をつなぐ事業(「社会」)」というわかりやすい名称がつけられ、負担金事業の具体的な活動として展開されていった。2005年(平成17年)10月、負担金事業開始の1年目に、緑のダム北相模が活動のフィールドとしてきた若柳嵐山の森が、FSC認証登録林となった。市民によるボランティア活動がFSC認証を取得する例は世界的にも稀であるという。森林保全の活動を開始して8年目の快挙である。



専門家ではない人たちが行った森林保全活動

源対策課、かながわ農林水産ブランド戦略課が緑のダム北相模とともに協働事業を担った。県央地域県政総合センターは森林保全の立場から、土地水資源対策課は水源地域の活性化の立場から、そしてかながわ農林水産ブランド戦略課は県産材の普及の立場から、それぞれの部署が持つ専門性を活かして協働事業に参加したところに特徴があるといえよう。

それぞれの事業は、FSC認証取得とその理念にもとづいた森林整備活動、「緑のダム体験学校」の開催や「甲州古道復活プロジェクト」の実施、積み木などの玩具や家具など県産材を活用した普及啓発イベントの開催など、着実な成果をあげた。協働事業として、緑のダム北相模や県の担当部署が「森林」をキーワードに結集し、協働の理念を共有できた結果であろう。

協働事業としての活動

この負担金事業では、「森をつくる事業」、「森をいかす事業」、「森をつなぐ事業」のそれぞれに、異なる県の3つの部署、すなわち県央地域県政総合センター農政部森林保全課、土地水資



甲州古道プロジェクトのまとめ冊子
一冊、一冊和紙の柄が違う

協働とは何か」を問い続けた5年間

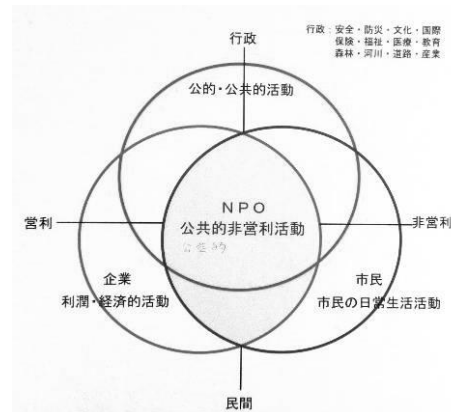
大きな成果を残したこの協働事業も、開始当初はお互いの立場や仕事の進め方の違いを理解できず苦しんだという。緑のダム北相模は、市民によるボランティア活動として好奇心、想像力、柔軟性を活かし活動を行う。県の部署は、それぞれの担当の範囲で専門性を活かす。しかし、お互いに活動が見えず、また、どんな関わり方をした良いかわからなかったという。ボランティア団体である緑のダム北相模からすれば県の対応にはスピード感がなく、一方、県からすれば緑のダム北相模の行動は思いつきしか見えない。「県の持っている尺度とわれわれが持っている尺度とが、なかなか合わなかった」（石村さん）のである。

途中、異動があったものの専門職としてこの協働事業に関わり続けることができたのである。この職員が、緑のダム北相模と県の他の部署との「通訳」の役割を果たし、事業を通して蓄積された緑のダム北相模と県との理解（および、不理解）を損なうことなく共有できたのである。

基金21の事業では、事業期間中と期末の2回、ボランティア団体と県の担当部署とがそれぞれ報告書を提出する。インタビューに先だつてこれらの報告書を読むと、それぞれが事業での課題、あるいは不満を率直にぶつけ合い、解決しようとする姿勢が読み取れる。その結果、協働事業そのものが確実に成果を生み出していっただけではなく、緑のダム北相模と県とが多くこのことを学習したのである。

このようなお互いの成長を可能にしたのは、「森林の保全」という解決困難な大きな課題を共有していたことがあげられよう。さらに、お互いの立場を尊重し、「協働とは何か」を問い続けたことも重要である。協働事業の遂行のためには、緑のダム北相模だけではなく県の担当部署も、自分たちだけでは解決が難しいことを十分認識しており、お互いの立場の違いを尊重しつつ、

「違う方向を向いている」ことを認めながら、そのうえで対等な協働のために努力していたのである。



取材時に事務所の壁に掛けられていた NPO 法人の関係図

基金21協働事業から生まれたものこれから

この協働事業を通して緑のダム北相模は、FSC認証を得ただけでなく、その理念を事業に取り入れることにより、多くの賛同者を得て活動が広がった。たとえば、大学生主体の森林保護活動であるフォレスト・ノバ、東海大学望星高校の生徒による望星の森での森林保全活動、桂川・相模川の流域全体を巻き込んだ連携、FSC認証材を活用した「森の積み木」などの利用とその支援である。これらの活動は、NPO主体による森林保全活動として、

県内外から高く評価されている。それと同時に、協働事業の相手方である県の担当部署から行政の仕事の進め方を学び、それを自分たちの組織の経営システム（仕事の進め方）の改善にも活かしている。



FSC認証材で作成された積み木

県は、この協働事業を通して、委託にはない協働の可能性と有効性を学んだ。NPOなどボランティア団体と一緒に仕事をするだけなら、委託も協働と言えるかもしれない。しかし、ボランティア団体の良さを見極め、それを行政だけでは解決することのできない課題に対して行政とは異なるアプローチで対処しようとするボランティア団体を認めて支援する。そのような行政の在り方も、協働という中にはあるのだと学んだという。「NPOとの距離感

をつかむことができた」という県のあの担当者の言葉が印象的であった。



FSC 国際認証登録証を広げる石村さん

緑のダム北相模は、基金21協働事業負担金での協働事業の経験を活かし、森林保全活動を継続している。また現在では、政令指定都市となった相模原市との協働事業も進めている。今回のインタビューで、緑のダム北相模の石村さんが常に言っていたのは、協働の相手方である県の担当部署や基金21の事務局への感謝の言葉であった。最後に、石村さんが会報に寄せた言葉を紹介して、この記事を終わらせない。

「5年間、基金21の恩恵を多大に受けてきた。今の当会があるのは『かながわボランティア基金21』のお陰である。

国際FSCの森林認証を受けたのも、国土緑化推進機構の会長賞を受けたのも、今こうして相模原市に当会の活動実績の裏付けを持って政策提言できるのも一重に、神奈川県「ボランティア基金21制度」が支えてくれたこそだと感謝に堪えない。今年でこの支援も終わりになるが、この3月31日締めで報告書を提出するが、これを礎にさらなる発展に繋げたい。」(ニューズレター2010年(平成22年)3月号より)

〈中島 智人〉

5年間の軌跡

【事業名】

森林と都市生活者を繋ぐ水源環境の保全再生

【団体の概要】

団体名：特定非営利活動法人緑のダム北相模 設立年：平成 14 年

代表者：代表理事 永井宏一 担当者：石村黄仁 会員数：91 名（平成 22 年 6 月時点、個人・団体会員含む）

住 所：東京都世田谷区若林 3-35-9 TEL:03-3411-1636 FAX:03-3411-1636

【個別事業】

事業1 森をつくる事業 (平成 17 年度～21 年度)

事業2 森をつなぐ事業 (平成 17 年度～21 年度)

事業3 森をいかす事業 (平成 17 年度～21 年度)

【収支決算額の推移】

(単位：円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
会費収入	1,162,000	948,327	916,546	666,850	504,300
事業収入	1,730,000	1,968,617	2,178,324	374,909	0
寄付金	232,000	113,472	138,901	243,388	685,479
補助金等収入	7,525,000	6,919,130	6,500,000	6,218,320	4,445,207
(収入のうち負担金額)	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	3,500,000
雑収入	0	0	0	122,109	7,695
収入合計	10,649,000	9,949,546	9,733,771	7,625,576	5,642,681
事業1 森をつくる事業	6,927,000	5,267,317	6,149,712	3,048,622	1,085,451
事業2 森をつなぐ事業	1,205,000	1,656,932	898,762	678,866	457,149
事業3 森をいかす事業	2,517,000	3,025,297	2,685,297	3,900,088	982,282
共通経費	0	0	0	0	3,117,799
企画運営費	0	5,712,850	5,474,961	5,874,242	5,863,238
固定資産取得費	0	22,500	0	0	0
支出合計	10,649,000	9,949,546	9,733,771	7,625,576	5,642,681
収支差額	0	0	0	0	0

【個別事業の内容と実績】

事業1 森をつくる事業（森林の環境性を訴える）
<p>【実施した内容】</p> <p>現状のまま放置されている森林が多い中、①小原本陣の森：70ヘクタール ②若柳嵐山の森：60ヘクタール、計130ヘクタールの森林で県の協力協約[※]の手法による森林整備を県民と共に行い森林整備活動の推進を図った。</p> <p>【5年間の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小原本陣の森：急峻で複雑な地形、小規模多数の地権者、小原集落に隣接の典型的な見捨てられた里山。ここに敢えて挑戦するのも自由で柔軟で好奇心の強い非営利活動ならではの。そんな難しい荒廃森林にひたむきに取り組んで4年目には、集落の人もボチボチと顔を出してくるようになって当会は、5年目には林野庁が本気で進める「林地団地化・集約施業」と言う先端的な森林整備事業に取り組むようになった。相模原市もこれを良しとして「相模原市民協働事業」として当会を支援してくれるようになった。 ・若柳嵐山の森：県の支援を受けるようになった初年度の2005年は、世界基準の森林経営（FSC/森林管理協議会：本部ドイツ・ボン市）の認証登録を受けた。我が国で唯一の市民団体による認証、世界で約800ある認証林で例が見当たらないと言う。この森は、一人の地権者所有による平地・軟斜面・急斜面と恵まれた地形で「森林・林業基本法」に言う「森林の公益性・多様性」を存分に具現化できる森である。プロでも難しいFSC国際認証の森林登録を形にしたとは、林業界では、驚きの評価だ。この二つの森林取り組みの故に（社）国土緑化推進機構のHPで当会は、神奈川県を代表する森林NPOとして取り上げられている。

※協力協約・・・森林所有者が行う森林整備の経費に対して、助成する制度。

事業2 森と（都市を）つなぐ事業（森林の社会性を訴える）
<p>【実施した内容】</p> <p>都市部の人々に森林の現状を知ってもらうために①緑のダム体験学校、②甲州古道復活プロジェクトを展開した。特に、「東京高尾・小仏峠～山梨大月・笹子峠」までの山間を途切れ途切れに繋ぐ、甲州古道の復活記録は歴史を後世に残す貴重な資料として、思いもかけぬ国立国会図書館、県立図書館、相模原市・市立図書館の蔵書として保管されることになった。</p> <p>【5年間の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のダム体験学校：都市部の人々に全ての生き物の根源である空気や水を供給してくれる森林の機能を広報するために「若柳嵐山の森」を使って隔月ごとに開講した。一回の受講者はおおよそ20人前後であったが5年間で500人程が受講した。 ・甲州古道復活プロジェクト：高尾（東京）～小仏峠（神奈川）～笹子峠（山梨）の3県を足で繋いで、「かながわボランティア活動推進基金21」支援の5年間で、道みちの古老の話を聞き書きしながら古道の史跡・遺跡・伝承文化を後世に残した。JR東日本は、当会の記録を基に中央線沿いの古道マップを30万部、印刷して紹介した。また、国交省相武国道事務所も古道マップを国道20号線（現・甲州街道）の紹介広報に使った。このプロジェクトの記録は思いもかけぬ成果となって、国立国会図書館蔵書などの実績をつくることとなった。

事業3 森をいかす事業(森林の経済性を訴える)

【実施した内容】

①国産材・県産材をどうしたら売れるようになるか、様々な試みに挑戦した。②また、県産材の普及を目指して都市部で森林広報を展開し、支援者増加を図った。

【5年間の実績】

- ・県産材の広報: 県産材(相模川流域材)の普及・啓発および荒廃森林の現状を都市の人々に知って貰うべく都市部(川崎・横浜・藤沢・海老名・相模原)で広報啓発活動を行った。
特に川崎・相模原での広報イベントでは、計 12,000 人/年の入場者を集め報道各紙の新聞紙上に取り上げられ、所期の目的を十分に果たした。
- ・県産材の販売の普及: 県との協働という枠組みの活動ではなく当会が自主的におこなった活動であるが、玩具(市松人形、FSC 材積木)、建具、住宅建築などあらゆる可能性を探って県産材の販売の普及に努めた。特記すべきは、当会の管理する「FSC 認証:若柳嵐山材」は、神奈川木材市場では、立米8千円～1万円の値を付けたが、同じものを名古屋・小牧木材市場に出したところ、立米6万円～8万円の値が付いた。この材は、松阪の製材所に行って「紀州材」として市場に流れた。他に、山梨甲斐ヒノキが「岐阜・東濃ヒノキ」に化けて流通している現場にも出会った。このような現象が森林の疲弊に繋がっていると思う。林業行政は、指導力を発揮して、このような矛盾を改善すべきである。

【団体・県の役割分担】

[最終年度(平成 21 年度)ベース]

事業	役割分担表	
事業1 森をつくる事業		
森林整備・FSC事業/若柳嵐山の森	緑のダム北相模	○計画策定、作業・モニタリング調査実施・広報活動
	森林保全課	○森林情報の提供、技術指導
事業2 森とつなぐ事業		
緑のダム体験学校	緑のダム北相模	○教室実施、教材作成
	土地水資源対策課	○広報協力
甲州古道	緑のダム北相模	○実態調査 ○資料・史料収集
	土地水資源対策課	○広報協力
事業3 森をいかす事業		
森林整備・FSC事業/若柳嵐山の森	緑のダム北相模	○事業企画・実施
	かながわ農林水産ブランド戦略課	○県産木材に関する広報協力(資料等の提供) ○県産木材の普及に関する情報の提供

5年間をふりかえって

特定非営利活動法人 緑のダム北相模

事業をはじめた経緯

1998年(平成10年)早春・この事業の創立者が神奈川県最北の陣馬山から相模湖への下山路・貝沢で森林荒廃に気付いたことに始まる。森は暗く表土は流れ、根が浮き出しており、木は痩せている。生き物の気配が全く感じられない。森林の墓場だと思った。

その年の4月29日(緑の日)の新聞に世界の森林減少・我が国の森林荒廃の記事を見て貝沢の暗い森の理由を知った。そこで新聞記事の発信者であるWWFジャパン(世界自然保護基金・日本委員会)の事務局を訪ねて世論はどう動いているかを尋ねた。委員会では「世論は動いていない。あなたが森林救済に立ち上がればよい」と言った。一人の力ではいかんとも成しがたいことではあったが、それを受けて同年11月20日、相模湖・貝沢の森に任意団体・さがみ湖森づくりの会として2ヘクタールで活動を開始した。

事業の成果

〈当初の目標〉

当初の目標はともかく、森林荒廃を阻止しなければならぬ使命感だけがあった。



活動前のミーティング

【経過と目標】

最初に「WWFジャパン」に会った際、FSC (Forest Stewardship Council): 森林管理協議会・本部・ドイツ・ボン市) が森林減少・荒廃阻止に動いていると聞いた。

2002年(平成14年)(三重・速

水林業 高知・梶原森林組合) が

FSC森林認証を取得したと知って早速、この二認証を視察した。

FSCの認証取得条件は、10の原則・56の細則をクリアすることが求められており全体に通じている思想は「森林環境・森林経済・森林地域のバランス良い持続的な森林経営」であった。そこで当会は、この条件を満たすFSC森林認証取得を目指して先ず、活動の法人化(2002年(平成14年)7月、NPO法人緑のダム北相模・内閣府)。

事業は次の三事業で活動の充実化を図ることとした。2005年(平成17年)10月に当会の森林フィールド「若柳嵐山の森(41ヘクタール)」は、FSC認証登録林となった

・活動基本理念
森林破壊という負の遺産を子孫に残してはならない。

- ・森づくり三原則: 市民の森づくりが地球を救う
- 1 森をつくる事業・森林環境事業
- 2 森と都市をつなぐ事業・森林広報事業
- 3 森をいかす事業・森林経済事業

〈目標の達成状況〉

定例活動は「雨でも休まず」という意気込みで2010年(平成22年)8月まで13年10カ月、台風でも休まず継続した。1回の成果は刷毛で刷いた程度しかないが、「継続は力」、今では国・県・市林政に幾はくかの影響を与えるまでになっている。達成率は120%。



森林活動の要、間伐作業

〈対象者の変化・自分達の変化〉

・対象者: 全ての人々・1人の専門家より99人の普通の人々。
「市民十学際+業際+行政司法立法」。
活動開始当初は、NPO活動はほと

んど顧みられなかったが、NPO法制定後は急速に変化した。現在ではNPOは、「第二の公共」と言われるまでになっている。当会は少なからずこれに貢献している。

・自分たち
2005年・自分たちがまさか、国際FSCの森を管理するとは・・・、私たちの森林に対する問題意識は、急速に真剣味を帯びることとなった。神奈川県への支援により更に、組織的な活動になって行った。



切り出した木材でベンチを作成中

事業のインパクト

NPO市民団体が国際FSC認証の森という登録は国内唯一であり、世界でも例が見当たらないと言われている。

る。当会は相模原市から「地域財産」と言われて、神奈川県や相模原市の環境に関わる審議委員を森林仲間数人が引き受けることとなった。林野庁（国土緑化推進機構）からは、「世論に影響を与える森林NPO活動」の代表例として評価されている。

協働の効果

協働初年度の2005年度（平成17年度）と最終年2009年度（平成21年度）の当会活動の内容には、雲泥程の差がある。「かながわボランティア活動推進基金21」の指導宜しき結果である。その内容は、事業の成果で報告した通り。

協働事業をふりかえって

「かながわボランティア活動推進基金21事務局」との協働がなければ、現在の当会の力量は未だ、森の中でうごめいている程度かも知れない。5年間の基金21事務局の指導を受けて現在、「第三の公共」と評価されるほどの社会的な活動になっている。当会は、支援5年間で夢中で取り組んできた。将来に向けて課題は山積みであるが、善意の集合体が更に組織的に活動し、社会に向けて発信する団体にならなければならぬ。

ればならない。

課題

NPOの解散理由は、①活動資金の枯渇 ②意見の対立 ③後継者不足と言われている。

【資金の問題】

善意・無償で、むしろ自腹を切った公共的・公益的矛盾を解決しようとするのがNPO活動である。それ故、最近「第三の公共」と言われるようになった。しかし、世間は、それほどには理解していないと思う。行政には、NPO活動を安上がり・効率の良い下請け意識が垣間見える。企業はCSR（企業の社会貢献）の道具とし、「好きでやっているんですよ。あなたの勝手」という人々も未だ、多い。これを改善することを社会に呼びかけるのも当会の責務かもしれない。

欧米では、非営利活動に対する活動資金の提供が我が国より10倍以上も寄せられている。我が国のNPOは現在、4万団体を超す勢いであるが資金支援団体は、ほとんど増えていない。社会の一体感が希薄になっているのではないか。活動資金の捻出が最大の課題だ。

資金の捻出は最大の課題であるが、非営利活動の真の価値は、小さな資金でいかに大きく社会に貢献できるかであると思う。



自然に囲まれながらの森林活動

【意見の対立】

自由で柔軟な発想と敏速な行動がNPOの特徴である。また、会員は、自己表現と理想の具現化を生きがいと感じ参加している。当会はこのような考えを持つ人々の集まりだが反面、対立する意見が生じて、お互いを認め合う「度量の大きさ・寛容さ」も必要で当会では、それが良く機能していると思う。

【後継者不足】

当会会員は極めて個性の強い会員が集まっており、それぞれの個性を發揮することを互いに容認している。後継に続く人材は既にある。「世論を動かさせてこそ非営利活動」と云う意見もあるがまた、無理に規模や自己実現の欲求を満たすことだけが良いとは限らない。当会の活動のモットーは、各自の力量に応じて「無理せず、急がず、休まず、ボチボチと・・・」としている。

今後の展望

①「FSC認証林・若柳嵐山の森」は、地形・立地条件から「里山交流の森」と位置付ける。当会は、「環境・経済・社会」がバランス良く取れているというFSCの思想をより一層、具現化してゆく。

②相模原市と「林地団地化・集約施業」を協働している、小原本陣の森は、その可能性を求めて活動を更に昇華する。ここが生産林として成り立つことを証明して、木材の生産体制作り・森林の経済創出に一石を投ずる。

③政令指定都市になった相模原市に「内陸・グリーンハブ都市構想」を提

言している。提言に止めず、当会自らその具現化を実践する活動を推進する。

3～5年以内に具現化を図る。

※グリーンハブ都市・農林養再生の中核都市



間伐した枝を使ったひな人形

5年間をふりかえって

環境農政局かながわ農林水産ブランド戦略課 政策局土地水資源対策課
 県央地域農政総合センター森林保全課

事業実施における県の役割

NPO法人緑のダム北相模(以下「北相模」)の活動は、森林づくりを通して社会に貢献するというコンセプトのもと、「森をつくる」(環境)、「森とつなぐ」(社会)、「森をいかす」(経済)の3つを柱に据えています。その具体的な活動を列挙すれば、初めて目にする人には「大風呂敷に映るかもしれないほど多岐にわたる内容で、行政側も、県央地域農政総合センター、土地水資源対策課、かながわ農林水産ブランド戦略課の3つの部署が、活動の柱ごとに協働しました。

必然的に、県の役割は部署ごとに異なり、技術支援、情報・資料提供、広報協力などを担いました。協働部署が、多岐にわたる活動を担うことが難しい反面、それぞれの組織の特徴を生かすことができる強みがあります。出先の組織は、フットワークを生かし、県庁内の部署は県の広報誌やホームページ、各種イベント等を活用して、北相模と一緒に汗を流しました。

協働の成果

「森をつくる事業」では、活動拠点とする相模原市内の森林において、FSCという国際的な認証を得ることができました。FSC認証を取得するには、厳格な審査を通過しなければならず、ボランティア団体としては世界的にもほとんど例がない快挙でした。「森とつなぐ事業」では、「緑のダム体験学校」を開催して多くの受講者に森林の大切さを伝えるとともに、地域の観光資源として「甲州古道」を掘り起こし、地域の活性化に役立てました。「森をいかす事業」では、川崎市などの都市部でイベントを行い、多くの人たちに県産材をPRできました。

また、北相模は、NPO同士のネットワークづくりを注いでいますが、現在、木材を供給する上流からそれを消費する下流に至るまで、さまざまな団体との協力関係が築かれています。間接的ではありますが、このようなネットワークの拡大も協働事業の成果のひとつであると考えています。

協働にあたっての課題

北相模と協働事業を進めていく中で、お互いの立場の違いを知り、対等の関係とは何かを真剣に考えるようになりました。その結果、協働事業を始めた頃と今とでは、お互いの意識に大きな変化があります。

しかし、北相模から、行政側の担当者との異動が頻繁で、継続した関係が築きにくいとの指摘を受けたことがあります。行政側も引継ぎ等を十分に行います。行政側も引継ぎ等を十分に行い、複数対応に心がけるなど事業の継続性を保とうと努力していますが、「協働」では改めて人間関係が重要であると認識しました。

協働事業終了後の対応課題

協働事業が終了し、北相模の予算上大きなウエイトを占めていた県の「負担金」がゼロになりました。北相模の意向で、当面、協働事業で実施してきた活動のほとんどが継続されますが、予算的には非常に厳しく、費用対効果を考えて見直しを迫られていくことも予想されます。



森林活動の様子

さらに、活動を継続するためには、人材育成という課題があります。これは、北相模に限らず、NPO全体の最も重要な課題であるといえるかもしれません。北相模では、とくに若い人たちに対して、ボランティア活動を通して技術の向上が図れるような取り組みを行っています。事業終了後のフォローアップについて、システマ的にはまだ研究の余地が十分あると思います。



行政相談窓口職員多言語対応&相談能力向上研修事業

—多言語対応マニュアルで能力向上を図る—

- 事業種別 : 協働事業負担金
実施主体 : 特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター
協働の相手方 : 県民局国際課
実施年度 : 平成 17 年度～21 年度
総事業費 : 14,732,946 円 (5 年間)
負担金交付額 : 14,300,000 円 (5 年間)
事業内容 : 神奈川に在住する外国籍県民が抱える、すまいを中心とする課題解決推進のため、行政窓口対応マニュアル作成や研修事業を行って外国籍県民に身近な市区町村の行政窓口の職員やボランティアの相談能力の向上を図る。

インタビュー記事

はじめに

10月の水曜の午後、団体の事務所兼相談窓口設置場所となっている横浜YMCA 2階を訪問、理事長の斐さんと事務局長の長澤さんに、相談対応マニュアルや各種資料を見せていただきながら、お話を聞きしました。相談窓口には電話や来訪者が相次ぎ、すまいに關する問題で母国語での支援を求める外国籍の方の多さが実感されるとともに、研修や経験の積み重ねを通して培われてきた親身な対応の様子を垣間見ることができました。

団体を訪問した翌日、協働部署の国際課を訪問、企画グループの中山さんにお話をお聞きしました。中山さんは今年度この部署に着任し、昨年度末に終了した本事業の評価・報告書を、前任者から引き継ぎを受けて作成した。後任の職員の立場で、読み解き把握された実施過程や今後の展望などについて、時折、関係書類一式が収まった分厚いファイルの該当箇所を示しながら、詳しく説明していただいた。



理事長の斐さん(左)と事務局長の長澤さん(右)

事業の内容

提案された事業は、国際課との協働で、住居を中心とする問題で困難に直面している外国籍県民の多様なニーズにこたえるため、行政が設置した相談窓口勤務する職員を対象に、多言語による相談対応を可能にするとともに、相談に対応する能力を向上させる研修を実施する、そのために必要な事業として、相談対応マニュアルとその翻訳版を作成し、広く公開するというものだった。

初年度にはまず、実施に際して必要な運営体制をつくる、マニュアル素案を作成する、研修の内容や進め方を検討するなどの準備作業が行われた。具体的には、検討委員会が設けられ、盛

り込むべき内容等の検討が重ねられた。マニュアルは、この素案をもとに、2年目以降、日本語版の作成とその翻訳(8言語)、時点修正、団体のホームページ上での公開が行われた。研修は、2年目以降毎年、県内各地で行われ、4年間で合計14回実施、合計369名が参加した。

団体の活動と沿革

「かながわ外国人すまいサポートセンター」(以下、「すまセン」)は、外国籍県民の賃貸住宅入居を支援するため、神奈川県、県内不動産業界、民族団体、NGOなどの協力のもと、ボラ

ンティア団体として設立された。2010年(平成13年)、任意団体として発足、2006年(平成18年)にNPO法人化しているが、設立時以来、外国人も日本人とともに生きる、よりよい地域社会づくりを進めることを目的とし、相談業務を中心に、研修プログラムの開発・実施などの活動を継続的に、様々な文化を担ったスタッフたちがすまいに関する相談を多言語で受付けている。

設立経緯は、1998年(平成10年)、神奈川県が設置した「外国籍県民かながわ会議」(第1期)にさかのぼる。この会議において、外国籍県民の住居の

《実施団体による団体紹介》

平成21年末現在で約18万人の外国籍県民が居住し、地域社会の一員としてこの地に住み、働き、家庭生活を営み、子どもたちに教育を受けさせ、社会的な責任と義務を果たして生活しています。

しかし、このような当たり前の生活を送る上で地盤となる住宅への入居にあたり、言葉や習慣、文化の違いによる誤解などが原因となって、多くのトラブルが生じ、外国籍県民が大変な困難を強いられているのが現実です。

神奈川県が設置した第1期外国籍県民かながわ会議の報告で、こうした状況を踏まえ、「居住支援システムの整備」が提言され、行政、不動産業界団体、支援団体等による1年半の検討をもとに、外国籍県民の居住支援事業が開始されました。本団体はこの居住支援を促進するために幅広い県民等の参加を得て設立されました。

具体的には、①外国人の賃貸住宅への入居の支援、②外国人の賃貸住宅への居住に係る外国人、不動産店及び貸主に対する相談、③通訳ボランティア等の派遣による多言語対応、などを実施しています。

問題が議題となり、2年間の議論を経て「居住支援システムの整備」の必要性が県知事への提言に盛り込まれた。この提言が団体設立の実質的な契機となったとされている。

「内なる民際外交」の取組みと「外国籍県民がながわ会議」

現在の県の外国籍県民に関する取組みの背景には、1976年（昭和51年）、渉外部国際交流課として新設されて以降、連続と続けられてきた「民際外交」の歴史がある。全国の自治体に先駆けて開始された取組みは、各年代のテーマの変遷に応じ調査研究・検討会議を行いながら、手探りで進められてきた。

外国籍県民に関する取組みは、1980年代、主にオールドカマーが抱える諸問題に対する政策課題として「内なる民際外交」が1987年（昭和62年）「第2次新神奈川計画」中の重点施策の一つに位置づけられて以降、80年代後半のニューカマーを対象とする問題の深刻化も加わって、90年代には多様な立場の外国籍県民との共生を目的に展開されるようになった。外国籍県民が抱える諸問題への対応例としては、90年代には『外国人の生活支援マニユ

アル』ともに生きる」地球市民マニユアル 困難を分かち合う地域づくりをめざして』（1994年（平成6年）、福祉部福祉政策課）が翻訳版も合わせて発行されている。

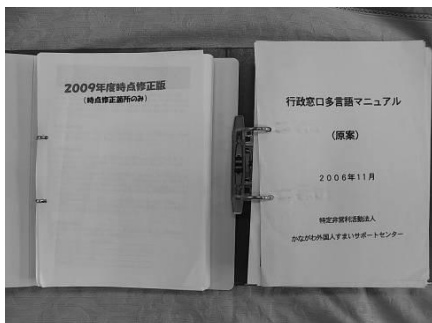
「内なる民際外交」が取組み始めた80年代には、県内の草の根で活動する国際交流団体のネットワーク形成がゆるやかに進展し、1991年（平成3年）「かながわ国際政策推進プラン」策定以降、90年代には多様な主体の交流・連携が進められるようになった。「外国籍県民がながわ会議」は1998年（平成10年）、こうした政策展開の延長線上に設置されたものである。

公募を経て在住地域や国籍、年齢層等のバランスも考慮して決定された20名が、国際課を事務局とし自主的に運営する形の会議を重ね、2000年（平成12年）にはその最終報告として知事に対し政策提言を行った。会議の委員任期は2年、2010年（平成22年）11月から第7期が開始されている。

応募までの経緯

「すまセン」では、2001年（平成13年）の設立以来、相談事業、研修事業に取組み、相談対応の質の向上に

努めてきたが、活動を通して、当事者の視点にたつ相談対応マニュアルを作成する必要性が強く認識されるようになった。1994年（平成6年）に発行された前掲のマニユアルは、相談対応者として想定された日本人向けに、主に在住外国人支援の必要性やそれに対する心得・方策が示されたものであり、支援する側とされる側の間に明確な区別がある構図が前提となっていた。それは90年代の取組みの限界であったといえるかもしれない。21世紀に入り、多文化共生型の地域社会の実現に向け、当事者による支援、当事者の視点に立つ支援を充実させるため、当事者と支援者の間の壁を取り払って問題を共有しようとする態度を前提とするマニユアルの作成が必要とされるようになったといえよう。



行政窓口多言語マニュアル

本事業の特徴

○当事者の立場にたつソーシャルワーカーの視点

本事業の提案の際、団体が最も重視した点は、相談窓口において、相談者の話が十分に聞かれ、問題が正しく理解され共有され解決に向けた対応がなされることであつたと、とらえられる。そのために、当事者の視点が重視され、団体独自の活動として当事者が相談対応者となるための研修、その能力向上のための研修も行われてきた。研修プログラムや対応マニュアルの作成時にも、親身な対応の態度とはどのようなものか、それをどのように伝えるかが熱心に追求されたようである。当事者の立場にたつソーシャルワーカーの視点が基調となっている点は、本事業全体に通じる重要な特徴といえよう。

○協働で項目を吟味し、行政側で情報収集、団体がマニュアル化と公開

各種行政サービスの提供に関する情報の収集を、行政側が責任をもって担うことで、精度の高い情報が確実に集められている。それを、団体が相談対応マニュアルとして利用されやすいようにデータ化し、団体のホームページで公開するとともに、研修の際に用いて、効果的な利用方法を伝えている。

このように、適切な役割分担が成果の質を高めていること、成果物をできるだけ広く公開し、誰もが利用できるようにしていることは、実施過程及び成果公表におけるすぐれた特徴であろう。

○外国籍県民の住まいの問題を中心に生活全般にわたるニーズに対応

作成されたマニュアルは、名称からすると、外国籍県民を対象とする限定的な内容のように思われがちだが、決してそうではない。日常生活の中で思いがけず困難な事態に遭遇してしまつたら、状況に応じてどのような公的支援が受けられるか、十分把握している人は、一般にそれほど多くはないだろう。マニュアル日本語版には、日本語を理解する県民一般にとつても、通常はあまりよく知られていない、いざというとき役立つ情報が数多く掲載されている。こうしたテーマの広がりや、住まいに関する問題から派生する様々な困難に親身に対応してきた経験に基づき、貴重な特徴ととらえられる。

事業の成果

○生活全般に関わる項目を網羅した対応マニュアルとその翻訳版(8言語)の完成

マニュアルの内容は、13分類約330

項目にわたる詳細なものである。13の分類項目は、①地域情報、②マニュアル利用方法、③導入編、④日本在留&手続、⑤くらしと福祉、⑥すまい、⑦しごと、⑧病気、⑨母子保健、⑩教育、⑪緊急時、⑫税金・年金・保険、⑬問合わせ先、とされ、項目ごとに派生的な相談とそれへの対応、関連項目番号などが掲載されている。

扉の部分には、作成の経緯、情報の時点、作成の趣旨・目的、特徴、想定している利用者が明記されている。これらは、県行政と外国籍県民及びその支援に携わる多様な立場の民間の人々の連携のもとに進められてきた、居住支援に関する取組みの現時点での一つの到達点を示している。

○マニュアルの時点修正と団体ホームページ上での公開

マニュアルの情報は最新かつ正確でなければ実際の相談対応の役に立たない。また、広く公開されなければ、広く一般に利用されない。そこで、5年間の事業期間中には、2回、掲載内容の時点修正がなされ、順次インターネット上で公開された。これにより、更新・修正され、ブラッシュアップされた内容を、誰もが閲覧し利用できるようになっていく。インターネットを

利用すれば、問題に遭遇した当事者自身が直接これを見直し、自ら情報を得て問題解決を図ることもできるのである。

基金21制度が果たした役割

○オール県庁及び関係機関の協力

情報収集の段取りは、初年度に検討委員会を設けて体系化した各項目について、国際課から各担当部署や検討委員会メンバーである市町に情報提供を依頼、各担当部署で必要な情報を収集し文章表現などを整える。それを国際課がとりまとめ確認する。つまり、国際課が窓口となつてオール県庁、さらには各関係機関が、この事業に必要な業務を担当したことになる。これは、本制度における協働の趣旨が、県の行政庁及び関係機関において十分理解され、有効に作用したことの証であろう。

○問題とニーズに対する理解の促進

協働の主体間以外にも、検討委員会の参加者、研修受講者、報告や成果の公表、広報等を通じて情報を受け取る県民など、多くの人々にとつて、この問題が生じるメカニズム、相談者が抱えるニーズ、親身な対応の在り方、問題解決の取組みの必要性などについて、本質的な理解を深めることにつながっ

たととらえられる。



講師・スタッフ達の研修打ち合わせ風景

課題と展望

○連携体制の継続

今後もマニュアルの有効性を維持するためには、継続的に時点修正を行っていくことが重要である。そのためには、国際課との関係性のみならず、県行政並びに関係機関の理解が担当者レベルで確実に継続され、連携体制が維持されることが求められる。

○資金調達

マニュアル翻訳版作成経費について、マニュアルの翻訳業務を一定期間内に迅速・確実に行うには、ボランティアによる翻訳に頼るだけでは難しい面があったとされている。

現在、日本語を含む9言語のマニ

アルがインターネット上で公開され、相談を必要とする人、相談対応者^{など}誰もが、無料で閲覧可能となっているが、翻訳版の利用については、利用者の立場を確認し当事者以外は有料の登録制とするなど、何らかの工夫が必要かもしれない。リーズナブルな経費負担によって、さらに広く確実なサービス供給が続けられることが望まれる。

後記

本事業は、一見、地味でシンプルだが、非常に多くの関係者に支えられた、奥が深い事業である。

「外国人も外国の文化を担った住民としてここで生活している。日本のこの自分の住んでいる地域の中で何かしら役割を果たしたいと思っている。そして果たせる能力を持っている。(中略)一人ひとりの持つ良い心、みんなで仲良くして生きていきたいという気持ちがある。硬直した制度を補えるのではないか(後略)」(団体会報『ニュースレター』10号、2005年8月、より)

オールドカマー、ニューカマー、日本人がおよそ3分の1ずつ分担し活動しているという「すまセン」の現場で

は、異なる意見や意識の調整の大変さが実感されている。けれども、それを分かち合って乗り越えていく実践の大切さ、その際に不可欠な、目に見えないところに潜んでいる根本的な原因を変えていく意識の重要性を訴える裴さんの言葉には、多文化共生にむけた強い願いが込められている。

文化の違いは国籍によるものだけではない。現代人の生活様式は、世代や職場、経済状況、信仰や思想信条などによってもかなり異なる面がある。だからこそ、相互理解と共生のための取り組みは、国籍を問わず、私たちの社会全体に求められているといえるのではないだろうか。

〈藤澤 浩子〉

5年間の軌跡

【事業名】

行政相談窓口職員多言語対応&相談能力向上研修事業

【団体の概要】

団体名：特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター 設立年：平成13年設立

代表者：理事長 斐 安 担当者：長澤 勲 会員数：73名（平成22年4月時点、個人・団体賛助会員含む）

住 所：横浜市中区常磐町1-7 横浜YMCA2階 TEL：045-228-1752 FAX：045-228-1768

E-mail：sumai.ac@sumasen.com URL：http://sumasen.com/

【個別事業】

事業1 研修体制整備事業 (平成17年度～21年度)

事業2 研修推進事業 (平成18年度～21年度)

【収支決算額の推移】

(単位：円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
会費収入	5,165	227,292	10,622	189,867	0
補助金等収入	1,800,000	2,800,000	2,500,000	3,600,000	3,600,000
(収入のうち負担金額)	(1,800,000)	(2,800,000)	(2,500,000)	(3,600,000)	(3,600,000)
収入合計	1,805,165	3,027,292	2,510,622	3,789,867	3,600,000
事業1 研修体制整備事業	1,805,165	2,903,006	2,438,352	3,667,108	3,489,096
事業2 研修推進事業	0	124,286	72,270	122,759	110,904
支出合計	1,805,165	3,027,292	2,510,622	3,789,867	3,600,000
収支差額	0	0	0	0	0

【個別事業の内容と実績】

事業1 研修体制整備事業
<p>【実施した内容】</p> <p>多くの外国籍県民が神奈川県内に在住しているが、言葉や習慣、文化の違いによる誤解などが原因となって、様々なトラブルが生じ、地域社会の中で多くの困難を抱えて孤立している。しかし、行政窓口の言語対応や対応能力に課題があるため、そうした窓口を利用する頻度は低く、問題状況の複雑化・事態の深刻化を招いている。そこで、外国籍県民向けの相談窓口において、対応能力を向上しより多くの言語で対応できるよう、13 分類 330 項目にわたる生活全般に関わる詳細な相談対応マニュアルを作成し、多言語翻訳を実施。</p> <p>【5 年間の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応マニュアル(日本語)の作成と翻訳(8言語: ハングル(韓国・朝鮮語)、中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語、タガログ語、タイ語、ベトナム語)

事業2 研修推進事業
<p>【実施した内容】</p> <p>事業1 で作成した多言語対応マニュアルを活用した研修プログラムを実施。</p> <p>【4 年間の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語研修実施回数、参加人数 4 年間延べ 14 回 369 人 (18 年度 2 回 50 人、19 年度 3 回 121 人、20 年度 4 回 108 人、21 年度 5 回 90 人)

【団体・県の役割分担】

[最終年度(平成 21 年度)ベース]

事 業	役割分担表	
事業1 研修体制整備事業	かながわ外国人す まいサポートセンタ ー	○NPO等有識者で構成する検討委員会の運営 ○関係NPO等の調整 ○ホームページ修正に関すること ○窓口対応マニュアルの翻訳の時点修正
	国際課	○検討委員会への参加 ○市町村との連絡調整に関すること
事業2 研修推進事業	かながわ外国人す まいサポートセンタ ー	○関係NPO、ボランティア等との連絡調整 ○窓口対応マニュアル及び研修プログラムによる研修の実施に関すること
	国際課	○市町村等の連絡調整 ○会議室の提供に関すること

5年間をふりかえって

特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター

事業をはじめた経緯

県やいくつかの市町村には外国籍住民のための多言語による相談窓口が設置されています。しかし、曜日によって言語が限定されていたり、多言語の相談窓口を開設していない市町村が多いのが現実です。そして、窓口の職員の方の知識などが、必ずしも十分ではないという状況もあります。

多くの外国籍住民が神奈川県内に在住していますが、言葉や習慣、文化の違いによる誤解などが原因で、様々なトラブルが生じ、地域社会の中で多くの困難を抱えて孤立しています。しかし、行政窓口の言語対応や対応能力に課題があるため、窓口を利用する頻度は低く、問題状況の複雑化・事態の深刻化を招いています。

そこで、本団体では、微力ながらもこうした状況の改善を目指して事業を提案させていただきました。

事業の成果

〈当初の目標〉

本団体の知識、経験、ノウハウを生かして、外国籍住民に身近な市区町村の行政相談窓口の職員やボランティアの対応能力の充実を推進することで、多極的に外国籍住民が抱えるすまい等に関する問題の解決を推進することを当初の目的としました。

〈目標の達成状況〉

13分類約330項目にわたる詳細な行政窓口対応マニュアルを作成及び時点修正し、多言語翻訳・HP公開により、多極的という面で、神奈川のみならず全国と成果を共有できることが可能となりました。

また、多くの様々な関係者への研修を通じて、外国籍住民の抱えている課題・現状の認識を深め、マニュアル使用方法の周知を図ることで、少なからず関係者の皆様の対応能力の向上が図られたと思います。

〈対象者の変化・自分達の変化〉

マニュアルの作成などを通じて、私たち自身の知識が広がるとともに、日本の法律制度等に係る認識が深まりました。

また、研修の実施に際して、様々な方たちと、ともに学べたこと、そして、その方たちに、地域社会にとともに暮らしている外国籍住民の思いを伝えることができたことを誇りに思っています。

こうした私たちの変化や思いは、行政相談窓口の職員やボランティアの皆様にも少なからず伝わっていると思います。



研修風景

〈事業のインパクト〉

マニュアルは使いやすいとご好評をいただいています。具体的な評価はHPの閲覧状況で推測することが可能です。平成21年度のHPの閲覧状況は次のとおりです。この閲覧状況から、全国からのご利用と、外国人のご利用が顕著であり、増加傾向にあることがうかがえます。

- ・閲覧者2197名(前年度比159%増)、うち神奈川県内比率58.4%、1日当たり6人が閲覧(前年度比158%増)
- ・閲覧量のべ9548分類(前年度比140%増) 一人当たり4.4分類を閲覧(前年度比12%減)
- ・閲覧分類全体に占める外国語版閲覧比率は44.3%

〈協働の効果〉

協働事業のパートナーである県国際課を通じて、県内市町村との連携関係を構築しつつあります。県内市町村の検討委員会への参加や、市区町村との研修会開催の共催が可能となりました。また、そうした県内市町村との連携関

係の中から、本団体においては、公営住宅入居支援等の新たな事業展開が図られてきています。

HPに掲載されたマニュアルは、行政やボランティアの相談窓口における外国籍県民の生活全般に係る相談対応に活用され、外国籍県民の課題の解決の一助となっていると考えています。



ベアン 安理事長
研修で講義を行う妻

協働事業をふりかえって

5年間という長きにわたり、ご指導ご支援、ご協力をいただきました県国際課、かながわ県民活動サポートセンター、県内市町村、関係団体の皆様から感謝申し上げます。

私たちが小さな小さな団体の地域社会に対する思いを、丁寧ひろって

いただき、育てていただけたのは、ひとえに関係者の皆様の善意と情熱の賜物だと考えています。

今後とも、団体としての力をつけながら、外国籍県民と「ともに生きる地域社会」の実現に向けて、努力してまいります。

課題

マニュアルの有効性を担保するためには時点修正が不可欠です。そこで、事業終了後も、県国際課の協力を得て、2年に1度程度関係行政機関に照会するとともに全体を見直し、時点修正して、HPに掲載している情報を更新していきたいと思えます。

また、外国籍県民の抱える課題や地域社会に期待する対応を、行政関係者やボランティアの皆様伝えていく継続した努力が必要だと考えています。

今後の展望

自主事業として、引き続き、マニュアルを時点修正するとともに、関係者への研修又は啓発を継続し、行政相談窓口等の外国籍県民の抱える課題に対する理解や共感を広げるとともに、窓口の具体的対応力の充実をお手伝いしていきたいと考えています。

また、本団体として、今回の事業を通じて蓄積・構築した知識、経験、ネットワークを生かして、すまいをはじめとする外国籍県民の抱える課題の解決に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

5年間をふりかえって

県民局国際課

事業実施における県の役割

行政相談窓口多言語対応マニュアルの作成に当たっては、検討委員会での内容の検討を行いました。その際、外国籍の方からの相談が多く寄せられる市町村窓口での状況を踏まえることも重要だとの認識から、協働事業者と相談の上、県市町村で構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」の会員に呼びかけ、検討委員会への参加について調整を行いました。

また、マニュアルの作成や時点修正のためには、元となる基礎資料が必要となります。このため、県の各担当課及び市町村等との調整を行い、基礎資料の取りまとめと協働事業者への提供を行いました。

さらに、マニュアルを活用した研修実施に当たっては、県の会議等の機会を活用して協働事業の趣旨を説明し、市町村でこの研修の受講について働きかけを行いました。

協働の成果

従来、外国籍の方からの相談に対応

するためには、窓口で相談を受ける担当者自身の努力による、専門知識の習得や関係機関とのネットワークの構築が必要であり、体系的に相談業務に当たるといふ視点が必ずしも十分ではありませんでした。

今回、協働事業の成果として13分類約330項目の統一的なマニュアルが多言語で作成されました。これを活用することによって、行政相談窓口でより幅広い内容の相談へ対応したり、関係機関への橋渡しする上で役立てられると期待しています。

また、これらのマニュアルは協働事業者のホームページに掲載していただいています。このため、外国籍県民から相談を受けた方が、日本語版と多言語版のマニュアルを対比することにより、日本語以外でも情報提供をすることも可能になりました。もちろん、外国籍の方が自分でホームページを閲覧・検索することも可能になっていきます。このように、県内における外国籍県民支援の質の向上に大きく貢献することができたと考えています。

さらに、マニュアルの作成過程において、NPO、学識者及び行政等が意見交換を行い、共通認識を得られたことは県内の外国籍県民支援のネットワークの強化につながりました。実際の研修においても、これまでの豊富な相談対応経験を有する協働事業者が講師となったことにより、外国籍県民に接するに当たっての基本的な心構えや相談のノウハウ等を実践的に学ぶことにつながったと評価しています。

協働に当たっての課題

事業開始の初年度及び3年目には協働事業者と国際課等による検討委員会の中で、外国籍県民が抱える課題などの現状認識について意見交換が行われ、共通認識を図ることができましたが、4年目以降はマニュアルの時点修正や研修の実施に力点を置いたため、協働事業者と国際課との間の意見交換の機会が少なくなりました。これが反省点です。外国籍県民支援に日ごろから直接携わっておられる協働事業者との意見交換をより密に行うことができて

いれば、協働事業の枠組みを超えて、幅広く県の政策課題の把握につなげることができたのではないかと考えています。

協働事業終了後の対応課題

協働事業に取り組んだ5年の間にも、外国籍県民の増加・定住化が進むとともに、経済不況等の影響により、外国籍県民の抱える課題も深刻化、複雑化しています。こうした状況の中、外国籍県民が安心して相談することができるよう体制を整えることはますます重要になっていきます。

この協働事業では、相談事業に活用できるマニュアルの作成と研修の実施に取り組んできましたが、今後もマニュアルの有効性を担保するためには情報の時点修正は不可欠です。地域で外国籍県民支援に携わっておられる支援者に対するサポートという観点から、国際課では情報の時点修正への協力等の支援を今後も行っていく必要があると考えています。



ボランティア活動補助金



1 特定非営利活動法人セイラビリティ江の島

2 特定非営利活動法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク

3 特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム



海はバリアフリー セイラビリティ活動

—障害者も体験できるセーリング活動—

- 事業種別 : ボランティア活動補助金
実施主体 : 特定非営利活動法人セイラビリティ江の島
実施年度 : 平成19年度～21年度
総事業費 : 11,056,800円 (3年間)
補助金交付額 : 4,748,000円 (3年間)
事業内容 : 世界23か国に普及し、パラリンピックの種目にもなったユニバーサルデザインのヨットである“アクセスディンギー”を使い、心身に障害を持つ人々、及び老若男女誰でも、海とセーリングの素晴らしさ、楽しさを体験してもらい、海への親しみと感謝の気持ちを持ちながら心身ともに健康になってもらうことを目指す。



代表理事の松本さん

「まあ、先に乗ってらっしゃいよ。」取材のために訪れた私たちに、特定非営利活動法人セイラビリティ江の島の代表理事である松本富士也さんは、優しく語りかけてくださった。心身に障害のある人でも、海が嫌いな人でも、このヨットなら大丈夫だということを感じてほしい、との思いからである。色とりどりの帆をたなびかせて、アクセスディンギーと呼ばれる二人乗りの小型ヨットが颯爽と行き交う江の島の松本富士也さん、そしてユニバーサル海遊クラブのクラブリーダーを務める大西清七郎さんを訪ね話を伺った。

はじめに

インタビュー記事



海遊クラブリーダーの大西さん

セイラビリティ活動とアクセスディンギー

まず、セイラビリティ江の島の名称にもなっているセイラビリティ活動は、「セイル+アビリティ」というその言葉にも込められているように、障害のあるなしに関わらず誰に対してもセーリングの楽しさを味わう機会を提供するというものである。1980年代、イギリスの王室ヨット協会を中心に始められたのをその起源としている。1990年代に入ると、セイラビリティ活動が活発となったオーストラリアで誰でも簡単に操船ができる「アクセスディンギー」が開発され、世界中に普及していくことになる。

アクセスディンギーは、入門者用の小型ヨット（ディンギー）である。船の方向を決めるジョイスティック型のティラー（舵棒）、そしてセール（帆）を操作するためのシートと呼ばれる細

いロープを操るだけで、操船が可能な構造になっている。船の安定を確保するためのセンターボードと呼ばれる船底に取り付けられた板が、通常のヨットよりも数倍重くまた長い。そのため、船上での体重移動により船のバランスを取ることが必要ないほど安定している。そのため転覆することはない。このような特徴から、障害者や高齢者を含め、誰でも安全かつ簡単にセーリングの楽しさを味わうことのできるヨットなのである。

日本では、1999年（平成11年）、大阪でのセイラビリティジャパンの設立によって、その普及が本格化した。

松本富士也さんとヨット、そしてセイラビリティ江の島

セイラビリティ江の島の活動は、代表理事である松本さんの思いが強く反映されている。松本さんとヨットとの出会いは、高校生の時にさかのぼる。その後、戦後間もないころに大学に進学した松本さんは、大学のヨット部で本格的にヨットを始める。さらに大学卒業後は、ヨット競技で一流選手として活躍し、江の島で開催された東京オリンピックのヨット競技（5.5m級）の日本代表となる。

競技と並んで、日本におけるヨット界の組織化にも、大きな力を発揮した。大学時代はヨットの学生団体の全国組織の立ち上げに関わる。また、東京オ

《実施団体による団体紹介》

2004年に(社)江の島ヨットクラブ内に社会貢献活動のグループが発足し、アクセスディンギーによる、だれでも安全にヨットにのれる体験乗船のプロジェクトが開始された。

2006年10月に神奈川県より特定非営利活動法人の認証を得て、法人として活動を開始する。

一般市民の体験乗船事業のほか、体験者をのせるためのインストラクターの養成事業、障がい者と高齢者のためのヨットクラブ事業、より高い技術を学ぶ、レベルアップ事業、乗船補助用具の開発事業など多岐にわたる事業を展開している。

平成22年度より藤沢市、同市教育委員会、学校との協働事業として青少年健全育成のためのヨット教室も開催している。また県下の障がい者の施設と協力して、ヨット体験事業を行い、多くの人々が海と自然とヨットに親しむ機会を提供している。

リンピック終了後は、SCIRA（スナイプ級ヨット国際連盟）の日本代表を務め、後に国際連盟の会長にもなった。その関係で、戦後初めてのヨットの国際大会を江の島で開催し、また佐賀県唐津市で世界選手権も開くことになる。このように、戦後の日本ヨット界の国際化にも尽力した。また、ロサンゼルスオリンピックの日本代表監督、日本セーリング連盟副会長なども歴任した。セイラビリティ江の島の活動の背景には、競技者としてまた指導者として第一線でヨットに深く関わってきた松本さんの「ヨットにお世話になった恩返し」という思いがあるという。「ヨットは楽しくて素敵なもの」であり、それをいろいろの人に経験してほしい、という願いが、セイラビリティ江の島の活動には込められているのである。まして、江の島は東京オリンピックの会場であったこともあり、特に自分を育ててくれた場所という思いが強い。ヨットや江の島への恩返しとして、江の島ヨットハーバーで誰でも手軽に乗れるヨット、アクセスディンギーを楽しむ普及させたいと思うようになったのである。

法人江の島ヨットクラブ、神奈川県セーリング連盟の支援と、江の島ヨットハーバーの協力により、2002年（平成14年）に開始された。2003年（平成15年）には、江の島ヨットクラブが社会貢献の一環として指導者（インストラクター）養成講座を開始する。そして翌2004年（平成16年）、養成講座の指導者や養成講座修了者が中心となって、セイラビリティ江の島が発足したのである。

社団法人である江の島ヨットクラブから、わざわざ独立した組織としてセイラビリティ江の島を立ち上げたのは、NPO法人とすることにより、自分たちの活動の目的が社会貢献にあることを明確にして、社会の認知を得たいという思いがあったからだという。設立当初より、障害のある人たちが社会性を身につけられるような場としてのセイラビリティ江の島を考えていたのである。

基金21補助金事業とその役割

基金21ボランタリー活動補助金による事業は、大きく分けて次の4事業からなっていた。事業1は、セーリング体験普及事業である。対象者は、障害者や高齢者を含む一般向け、及び小

中学生向けに大別された。事業開始当初より、障害者の参加率、及びピート率が高い事業であった。これは、障害者に利用しやすいような用具の工夫と、さまざまな障害者リハビリテーション団体との連携が実を結んだ結果である。

事業2では、高齢者と障害者の海を通じた心身健康増進事業が行われた。これは、高齢者と障害者を持った人たちによるヨットを通じたクラブ事業である。「ユニバーサル海遊クラブ」というこのクラブは、セイラビリティ江の島の一部でありながら、自立的な活動を行っているところに特徴がある。障害者や高齢者など、ともすると引きこもりがちな人たちが、お互い普段あまり接することのない人たちと交流することにより、高齢者には新しいスポーツへの挑戦と健康増進を、そして障害者には屋外での活動によるリラクゼーションと社会参加へのきっかけを作る取り組みである。

事業3は、ボランティアインストラクターの養成事業である。この事業には、新規のインストラクター養成と、既存のインストラクターの技術向上とがある。参加者は一人で帆走ができるようになることが求められるとともに、

一般体験乗船の参加者のインストラクターとなることが期待されていた。

そして、事業4は、障害者安全対策事業である。身体障害者が安全にヨットに乗る（乗艇）ための必要な機材を、江の島の実情に合わせて開発する事業。また、インストラクターに求められる障害者の安全介助に関わるマニュアルを作成する事業が含まれる。特にマニュアルの作成は、アクセスディンギーの使用団体では初めての試みであり、同様の活動を行っている全国の団体、あるいは障害者支援団体に配布されることを目指した。



車いすでも乗れるヨット体験

基金21補助金の大きな役割のひとつは、補助金によりアクセスディンギーを2年間で2艇購入できたことだという。それにより、既存の保有分や他の財団・企業からの助成による購入分

と合わせて、保有艇数は合計10艇となった。その結果、団体の活動基盤が整備されたのである。

アクセスディンギーが、セイラビリティ江の島の活動にとって重要な物的資源であるが、基金21の補助金事業は、ボランティアインストラクターやユニバーサル海遊クラブ会員という人的資源の充実にも大きく寄与した。ボランティアインストラクターやクラブ会員にとつて、県の補助金による事業という点は重要である。県が補助金により支援している活動、ということの信頼性は、ボランティアインストラクターやクラブ会員にとっては活動に参加するうえでの大きな励みとなった。

誰でも参加できるボランティア活動・クラブ活動

松本さんがボランティアを募集するときは、このように声をかけるのだという。「ヨットに乗れなくてもかまいません。皆さんが簡単にヨットに乗れるように教えます。ヨットが楽しいと思つたら、その楽しさを他の人に分けてあげるボランティアをやつてくださいます。」と。ボランティアで活動する人たちは、1万円の入会金と1万円の年会費を負担する。ボランティアは、イン

ストラクターとしての講習を受けるとともに、自らヨットを繰り出して楽しむことができる。ボランティアには手弁当で参加するが、ボランティアとしての活動とともに自分でも海やヨットを楽しむ機会を得ているのである。

アクセスディンギーの数が増え、それに応じて体験乗船者も増える。基金21補助金事業により組織の事業規模が拡大していったが、それと同時に、活動を支えるボランティアも着実に増加していった。自らも楽しむボランティアがセイラビリティ江の島の特徴である。ここに多くの人たちを惹きつける活動のヒントがあるのではないだろうか。

ユニバーサル海遊クラブの活動も同様にユニークである。高齢者と障害者、それと少しばかりの世話人からなるこのクラブは、前述のようにボランティアからなるセイラビリティ江の島とは独立して自立的な活動を行うクラブ組織でもある。高齢の人や障害のある人が、お互いに助け合いながらヨットを楽しむ。楽しみながらお互いの交流を深め、健康の増進や社会性の獲得を果たしていくのである。

セイラビリティ江の島の今後の活動

基金21補助金により、アクセスディンギーの数やボランティアインストラクターなどを支える人材が充実した。また、県の補助金事業としての活動を行ったことにより、江の島ヨットハーバーやそれを管理している株式会社湘南なぎさパーク（神奈川県が出資するいわゆる第三セクターで、現在、江の島ヨットハーバーの指定管理者となっている）、あるいは企業や助成財団など他団体からの支援を得られるようになった。

今後は、これまでのところ日時を限定して行っている活動を、常時行えるようにしたいという。そのためには、電話をすれば必ず誰かが対応できるような事務所と、アルバイトでもいいので常駐のスタッフが欲しい。

セイラビリティ江の島の活動は、創立者で代表理事である松本さんのリーダーシップによるところが大きいように思われる。戦後の日本におけるヨット界で選手、あるいは指導者として活躍し、また、さまざまな団体の要職を務めて来られた。それとともに、団体は、ボランティアインストラクターやクラブ会員など、自発的な参加者による活動によって支えられているのも事

実である。海やヨットの楽しさや魅力を伝えたい、という松本さんの意志が活かされているのではないかと。松本さんは、ヨットは「金持ちの道楽」、「海は危険なところ」という、先入観を何とか変えたいという。そして、海の大好きな家族を増やすのが夢であると語ってくれたのが、印象的だった。

〈中島 智人〉



ヨットハーバーでアクセスディンギーに乗り込むインタビュー

3年間の軌跡

【事業名】

海はバリアフリー セイラビリティ活動

【団体概要】

団体名：特定非営利活動法人セイラビリティ江の島 設立年：平成18年

代表者：松本富士也 担当者：石川康彦 会員数：115人(平成22年 3月時点、個人・団体賛助会員含む)

住 所：藤沢市江の島 1-12-2 TEL:080-5446-1173 FAX:0466-63-0088

E-mail:fujiyama2@nifty.com URL:http://www.seilability-enoshima.jp

【個別事業】

事業1 セーリング体験普及事業	(平成19年度～21年度)
事業2 高齢者と障害者の海を通じた心身健康向上事業	(平成19年度～21年度)
事業3 ボランティアインストラクター養成並びに技術向上事業	(平成19年度～21年度)
事業4 障害者のための機材開発	(平成20年度)
事業4 障害者安全対策事業	(平成21年度)

【収支決算額の推移】

(単位:円)

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
収入の部				支出の部			
会費収入	76,000	90,800	121,800	事業1 セーリング体験普及事業	821,000	378,500	381,000
事業収入	1,390,500	1,202,000	1,404,000	事業2 高齢者と障害者の海を通じた心身健康向上事業	577,000	412,000	435,700
寄附金	348,000	167,700	8,000	事業3 ボランティアインストラクター養成並びに技術向上事業	1,616,500	910,000	1,299,600
補助金等収入	1,948,000	2,300,000	2,000,000	事業4 障害者安全対策事業	-	1,053,000	1,417,500
(収入のうちボランタリー活動補助金)	(1,448,000)	(1,800,000)	(1,500,000)	ヨット等購入費	748,000	1,007,000	
収入合計	3,762,500	3,760,500	3,533,800	支出合計	3,762,500	3,760,500	3,533,800
収支差額	0	0	0				

※事業名については年度ごとに変更があるため、最終年度の事業名で記載。上記【個別事業】参照

【個別事業の実施内容と実績】

事業1 セーリング体験普及事業

【実施した内容】

ヨット経験のない心身に障害を持つ人たちや、老若男女を問わず安全にセーリング体験できるようにインストラクターつき体験乗船事業を行った。

また、障害者の団体や、小中学生の団体を対象にしたセーリング体験事業も行った。

【3年間の実績】

セーリング体験実施回数 178回 個人参加者延べ 1693人 (19年度 実施回数 55回、参加者延べ 599人
20年度 実施回数 63回、参加者延べ 567人 21年度 実施回数 60回、527人)
団体 46団体 (19年度 14団体、20年度 18団体、21年度 14団体)

事業2 高齢者と障害者の海を通じた心身健康向上事業

【実施した内容】

高齢者には健康増進、障害者にはリハビリとリラクゼーション、社会参加を目指し両者が協力しクラブ運営を行った。

【3年間の実績】

クラブ活動実施回数[※]56.5回 参加人数 1098人

(19年度 実施回数 18回、参加者延べ 307人、会員数 26人 20年度 実施回数 21回、参加者延べ 417人、会員数 30人 21年度 実施回数 17.5回、参加者延べ 296人、会員数 22人)

※天候不良により予定の半分程度で中止になった回があり0.5として集計。

事業3 ボランティアインストラクター養成並びに技術向上事業

【実施した内容】

事業1の体験普及事業のためのインストラクター養成事業を「新規インストラクター養成事業」・「レベルアップインストラクター育成事業」の2段階に分けて実施した。

【3年間の実績】

新規インストラクター養成事業 参加人数延べ 914人

(19年度 実施回数 12回、参加者延べ 240人 20年度 実施回数 12回、参加者延べ 240人 21年度 実施回数 14回、参加者延べ 434人)

レベルアップインストラクター養成事業 参加人数延べ 399人

(19年度 実施回数 17回、参加者延べ 166人 20年度 実施回数 13回、参加者延べ 110人 21年度 実施回数 13回、参加者延べ 123人)

事業4 障害者安全対策事業

【実施した内容】

身体障害者が安全にヨットに乗れるように、安心機材開発事業と安全介助マニュアル作成事業を行った。

【2年間の実績】

20年度実績:姿勢保持座席を横浜ラポールと共同研究し完成させた。

21年度実績:障害者用固定座席として下肢障害者用機材を作成し実際に使用して成果をあげた。

固定式のリフトの使用許可が出なかったため、移動式で棧橋の杭に固定して使用する物を設計作成した。

安全介助マニュアルを3月末に完成した。102ページ、400部作成した。

※事業名については年度ごとに変更があるため、最終年度の事業名で記載。上記【個別事業】参照

3年間をふりかえって

特定非営利活動法人 セイラビリティ江の島

事業をはじめた経緯

「セイラビリティ江の島」は、心身に障がいのある人だけでなく、年齢や経験や性別にも関係なく、すべての人達と共に、海という広大な自然とセイリングというスポーツを安全に楽しむ機会を提供するということを目的としている。

当初、(社)江の島ヨットクラブの社会貢献事業として2004年(平成16年)に発足したが、より幅広い活動を行うため、2006年(平成18年)10月に神奈川県より特定非営利活動法人の認証を受けたのを機にクラブより独立し、法人としての活動を開始した。その後神奈川県、江の島ヨットハーバー管理会社である(株)湘南なぎさパーク、B&G財団、笹川スポーツ財団、かながわボランティア活動推進基金21などの支援をいただきながら使用艇であるアクセスデインギーの購入、活動資金の充実を図ってきて同時に会員も増加し現在に至っている。

事業の成果

〈当初の目標〉

2000年(平成12年)4月、大阪で障がい者のためのヨット教室が開催されたのが日本におけるセイラビリティ活動の始まりである。その後日本各地でセイラビリティ活動が展開されはじめたが、江の島では2002年(平成14年)にアクセスデインギーの試乗会が14回も開催され、江の島ヨットクラブ内にアクセスデインギーの常設と障がい者と高齢者のためのヨット体験事業を行うプロジェクトチームが生まれた。

その目標はヨットの全く経験のない人達(小学生から高齢者まで)や心身障がい者まで簡単に帆走体験ができれば、安全性の高い「アクセスデインギー」を江の島ヨットハーバーに導入し、「誰でも簡単に安全に乗れるヨットの存在」をアピールし、海の素晴らしさ、セイリングの魅力、楽しさを多くの県民に体験してもらい、理解していただくことにより、マリンスポーツの普及、振興に寄与するとともに「県民のため

のヨットハーバー」社会福祉に貢献しているヨットハーバー」としての存在価値を高めたというものであった。



江の島ヨットハーバーから出艇し思い思いに帆をたなびかせるヨット

〈目標の達成状況〉

2006年(平成18年)10月に神奈川県より特定非営利活動法人の認証を受け翌年から本格的な活動を開始した。その時点では会員数は55名、使用艇は5艇であったが、より多くの体験乗船希望者を募るために会員を100名、使用艇を10艇と目標をおいた。

アクセスデインギーがまだ普及途中であったので、マスコミ(新聞社や、放送局、雑誌社)に団体の紹介をかねて記事をお願いしたところ、障がい者や高齢者を支援する新しい活動として取り上げてくれるケースが多く、2005年度(平成17年度)は体験乗船に個人446名、団体16団体の実績があった。

〈対象者の変化・自分達の変化〉

*対象者の変化

本格的に活動を開始した2005年(平成17年)は体験乗船の個人参加で障がいを持った方の参加はなかった。団体では10団体であった。2006年(平成18年)には個人でも障がいを持

った方の参加が124名ほどあり全体の27%を占めるようになった。補助金を受けている期間では、初年度29.9%、2年目42.2%、最終年度30.5%と年により差はあるが活動開始の頃と比べ障がい者の割合は年々増えてきている。

*自分達の変化

本活動は一般市民に海とヨットに親しんでもらうと同時に、その人たちをヨットにのせるインストラクターの養成も事業の柱にしている。ヨット経験のない人に1年をかけてヨット操縦を覚えてもらい、なお海や自然のことを学び、人びとに奉仕するボランティアの精神を身に付けることにより、会員としての自覚が出てきている。

また、海のスポーツとしての面白さを感じ、全国に広がるセイラビリティ活動の横のコミュニケーションをとりながら、協力してアクセシビリティの競技会や、体験講習会を実施するようになった。

〈地域・社会に与えた影響〉

前項にも書いたように、年々障がい者の体験乗船参加が増えてきていること。県下の施設のみならず、県外から

も子どもたちの海や自然のふれあいをとめて、安全なヨットに乗る体験を申し込む例がある。

また障がい者でも海に出られる、ヨットに乗れるということがおおきな喜びを生んでいることを実感する。

各地の同様の団体との共催事業も実施し、そこで団体の運営方法など学ぶことも多い。

江の島ヨットハーバー内でも他の一般のヨットマンにこの事業の意義が理解してもらえるようになってきた。それにはハーバーの施設を提供していただいている(株)湘南なぎさパークの協力が大きい。



講習として行った障がい体験

〈補助金の果たした役割〉

会員五十名ほどで運営を開始した当時は使用する艇も5艇と少なく、また

会員から多額の会費を徴収するわけにもいかず、まして体験乗船を利用する一般市民の方たちの利用料も低価格にしなければならぬ状況で艇を増やす余裕はまったくなかった。

より多くの利用者を募るためには艇の増加と会員の増加が絶対条件であったが、50万円以上する艇の購入は難しい課題であった。

この補助金により2年間で2艇を加えることができ、また活動事業のための諸費を賄うことができた。また他の財団や企業からの助成金により昨年度に3艇を追加することができ合計10艇になっている。

同時に補助金という公金を扱うことにより、事業の透明性、会計制度の明確化、事業の報告書作成など組織の充実にも役立つことができた。

課題

補助金受給時期を終了して一応当初の目標の艇数が揃い、会員も100名を超して団体規模としても陣容が整った。

今後は組織が大きくなり、事業が増えてくると組織のコミュニケーションや内部統制に不十分な面が出てくる。また新しい会員の中には当初の目標を十分理解しないで単なるマリンレジャー

的な考えで、参加してくるものもいる。そういう意味で昨年作成したセイラビリティ江の島の運営と介助についてのマニュアルは継続してゆかなくてはならない考えがまとめられていて役に立つと考えている。

今後の展望

人数、所有艇の数など当初の目標の陣容は確保できたが、今後、この規模を継続してゆかなければならない。また、江の島のヨットハーバーを管理している(株)湘南なぎさパークの協力も絶対必要条件である。

障がいをもった人々の体験乗船の希望もますます増えてくると思われるので、その人々への介助の一層の充実も必要。

組織内のコミュニケーションをよくし、会の目的とスケジュール等の情報を誰でもいつでも共有できるようにしなければならない。

また全国の同様のセイラビリティ活動の団体との共同事業や交流イベントの実施、情報の共有化、海外のセイラビリティ活動への参加など、事業の拡充を図ってゆきたい。



ワークショップの様子

スクール・セクシャル・ハラスメント防止ワークショップ

—教職員の意識改革、生徒が気持ちよく通える環境をつくる—

- 事業種別 : ボランティア活動補助金
実施主体 : 特定非営利活動法人スクール・セクシャル・ハラスメント防止関東ネットワーク
実施年度 : 平成19年度～21年度
総事業費 : 2,471,270円 (3年間)
補助金交付額 : 1,228,000円 (3年間)
事業内容 : スクール・セクシュアル・ハラスメントを防止するために、学校でおこりがちな事例を出し合いながら教師が何気なくとる行動でいやな思いをしている児童・生徒がいることに気づき、日ごろの教育活動を振り返ることができるよう、参加体験型の研修を展開する。

インタビュー記事

はじめに

10月上旬、かながわ県民活動サポートセンターの会議室で、団体代表の入江さんと担当者の五十嵐さんのお2人に、持参していただいた会報やパンフレット、ブックレットなども参照しながら、今回の事業を振り返ってお話をうかがった。



代表の入江さん(左)担当の五十嵐さん(右)

団体発足の経緯

1990年代後半、学校におけるセクシユアル・ハラスメント(以下、セクハラ)問題が顕在化し、大阪を拠点に活動する「スクール・セクシユアル・ハラスメント防止全国ネットワーク」

(以下、全国ネット)が発足、埼玉県にある国立女性教育会館でワークショップが開催された。当時、全国ネットが行っていた電話相談に重篤なケースの相談があり、このワークショップに参加した関東地方在住者あてに全国ネットから支援要請の呼びかけがあった。各人の意向は「できることがあれば協力します」ということだったものの、対応はそこで止まっていた。

入江さんはそれを一歩先へ進めようと、全国ネットに状況を確認し、「皆で集まって相談者の話を聞きましょう」と具体的な提案をし、関東各地の教職員組合女性部に声をかけるなど、連絡調整の労を取って会合を実現させた。それを契機に支援の取組みが進み、SHP関東ネットが発足した。その事例の解決に一定の方向性がみえた後も、団体として活動を継続していかうことになり、2004年(平成16年)にはこの団体をNPO法人化した。団体の活動を続けることとした理由を五十嵐さんは次のように語ってくれた。

「セクハラ被害には、些細さいさいなものもありますが、絶対に許せないものもあります。子どもの方が大人より重い被害を受けがちで、子どもたちにそういう辛い思いをさせたくない。職場で声を

あげるという方法もありますが、こういう活動を通して、できることがあるのではないかと考えたのです。」

団体の活動と組織運営

団体の活動は、現在、電話相談と出前講座を主軸として行われている。会員の多くは現職または定年退職した教職員で、毎月1回定例会を行い、年間計画を立てて活動している。出前講座や冊子発行、広報活動などについては、助成金を申請し実費部分の資金を調達して行い、電話相談のコストは会費収入から支出している。事務局業務の分量が非常に多くなった場合や、出前講座の講師として活動する際には、一

定の活動費が支払われるが、この活動でいわゆる収入を得ている会員はなく、皆が時間とお金を出す形で活動している。事務所経費は正会員が毎月払う会費によって賄われている。正会員の周囲の賛同者に賛助会員になってもらい、活動を支えてもらっているという。

応募動機

この事業を担当した五十嵐さんは、2006年(平成18年)の夏、住まいの近所にある公共施設に行った時、偶然、基金21の募集案内パンフレットを見つけ、応募要項を読んでみて、自分たちの事業を提案できるのではないかと考えた。

《実施団体による団体紹介》

以前は、顕在化していなかった教員による児童・生徒に対するスクール・セクシユアル・ハラスメント行為が問題とされるようになってきましたが、被害者が声を上げることが依然として難しい状況にあります。そうした、スクール・セクシユアル・ハラスメントの状況に対して、電話や面接による相談および支援を行い、相談員の育成をすると共に、セクシユアル・ハラスメントに関する研究、情報提供、講習会の開催などによって、広く社会に向けてこの問題を防止できる枠組みを作っていくと考え設立しました。毎週土曜日14時～19時に電話相談を行っています。これは、神奈川県教育委員会の「ストップ・ザ・セクハラ」の啓発資料で「学校以外の相談窓口」に位置づけられています。

NPOメンバーによる、定期的な会議を毎月1回行い、相談内容などの共有、活動内容の決定などを行っています。

団体ではその年（2006年度（平成18年度）、横浜市の男女共同参画センターの市民活動助成金を得て、市内の小・中・高等学校向けに同様の出前講座を行っていた。予定を大幅に上回る依頼を受け、せっかくだからとその全てに対応していたが、実施可能な範囲は横浜市内に限定されていた。依頼件数の多さから、この出前講座には需要があると実感し、より広く、県内各地の全ての学校を対象に事業を展開していきたいと考えていた矢先、まさにちょうどいい募集をみつけたのだ。

実施の背景

○学校におけるセクハラ問題

学校での教員や子どもに対するセクハラは、犯罪として処分されるものもあるが、被害を訴えた側が意識過剰と批判されるなど二次的被害にあう場合も多い。私たちは皆、日常生活の中で、自分自身が感じたことを常に意識したり、自分以外の人に伝えたりしているわけではないし、ものごとの受け止め方・感じ方には個人差がある。また、性的な内容に関わる問題は話題にされにくかった、という面もある。そうした状況の中、性的関心や欲求、性別役割分業などに関わる、どのよう

な言動が、どのように不快感を及ぼすのか、それを未然に防ぐ、あるいは、深刻化する前に解決するには、どのようにしたらよいか、教職員一人ひとりが現場に即して考え、発言し、相互に理解し合えるような取組みは、なかなか行われていなかった。

○問題に対する誤解や理解不足

最近では教育行政上での取組みが各地で進み、神奈川県教育委員会としても相談窓口設置、アンケート実施、啓発冊子発行などが行われ、学校でのセクハラ行為は厳しく戒められている。しかしながら、上からの熱心な指導は、現場では表面的な部分のみが重く受け止められ、本質的な理解が不足してしまいう傾向もあるようだ。

「絶対やってはいけない、やったら厳罰に処する、といわれているので、セクハラをやったら終わり、やったらというよりむしろ、セクハラと言われたら終わり」と受け止められてしまうようです。子どもたちが半分冗談で、でも結構素直に、「先生、セクハラ！」などと言う時がありますが、そう言われると終わりなので、そのように言われないうようにしなければいけない。「ギャー！」などと言ってしがみつかれたらこのようにする、などというふうに気を配っている、という不思議な状況があります。」

「そういうことではなくて、たとえば体型について、『最近太ったね』とか、『安産型だね』とか、褒め言葉で『いい嫁になる』とか、そういうこともいやなことなのだというのを、分かるようにやりとりをすると、本当に何気なく、親しみをこめて言っている言葉が、セクハラになりうるのだということに気がつく、ということがあります。」

本当は、率直に不快感を訴えたり謝ったりできることが大事なのに、謝ったらセクハラを犯したと認めることになり、厳重な処分が待っている、だから謝らない、というような風潮があり、それで話がこじれていくこともあるということです。挑戦者たちが語ってくれた内容からは、学校教育の場において、この問題がいかに観念的、硬直的な態度で受け止められがちか、それを解きほぐす取組みがいかに重要か、ということが察せられる。

事業の特徴

○参加型の校内研修

講座の内容は、全国ネットが開発したプログラムがあり、全国ネットから講師を招き、実際にそれを受講したり、講師になった場合の留意点についてアドバイスをもらったり、という形で研修して、実施に際し、自分たちなりに少しアレンジして行っている。

校内研修という形で、基本的に訪問先の学校の全職員が参加する講座は、参加型のワークショップ形式で行われる。ワークシートなどを用いて、参加者が発言する話し合いを行うため、参加者は皆、居眠りや内職などはしてられない。所要時間2時間のプログラムがあらかじめ用意されているが、依頼者の要望に応じ内容を適宜調整して実施しているとのことである。

○現職の教員による出前講座

現職の教員たちが会員として活動している団体には、教育現場に固有の感覚や、ある種の仲間意識、現状認識などを受講者と共有しているという強みがある。日頃、自分たちと同じ立場で現場の状況に接している、そういう仲間がやってくれる研修ととらえられ、受け入れられやすい面があるらしいと

いうことだ。要望に応じたプログラムの調整は内容によっては相当手数を要するだろうが、どのように対応されているか尋ねると、次のような頼もしい答えが返ってきた。

「本業の中で、効果的な学習の進め方を練ることに慣れているし、もともと関心のあるテーマの範囲内での対応なので、調べたり考えたりすることは、それほど苦にならないのです。」

事業の成果

○現場感覚と仲間意識で理解を促進

事前打ち合わせの時、2時間かけて参加者にも話してもらった講座をするという、研修担当者が「参加者は話をするだろうか」「2時間は長すぎないか」と心配することがよくあるという。しかし、実施してみると、「日頃感じていることを初めて話した」「初めてお互いが感じていることを知った」「2時間はあつという間だった」という感想が多く寄せられるという。

そうした機会がまず必要だといえるのは、現場の実態をよく知る講師陣ならではのことだろう。講座では、現場での理解が不足しがちな点として、日頃、何気なく言ったり、したりして

いることの中に、セクハラにつながる要素が多分にあることを強調し、小さなトラブルの頻発が大きなトラブルにつながることもあることなども伝えていくということだ。



動画を使った啓発研修

○広報活動の充実

年間を通して申込がなかった市町村の学校には、翌年度は各学校あてに直接募集案内を郵送するなど、広報活動を充実させた。直接送ると担当者の目に触れやすくなるし、この問題に特別関心があるわけではないが、いろいろなことにアンテナを張っているというような担当者の目にも止まりやすい。開催には結びつかなかった場合でも、こういう団体が活動していることを知らせることができた意味は大きかったととらえられている。

基金21制度が果たした役割

○県域での開催実現と半額負担の経費処理

県内全域で事業を展開できる制度は、活動エリアを横浜市外に広げたいと考えていた団体にとって最適だった。出前講座の実施は、申請時には未確定な要素も含まざるをえないが、半額補助の制度のため、自己資金の中で調整できた。

○対外的な信頼性

県の助成を受けて実施している事業として、教育委員会や学校で信頼が得られた。具体的には、教育委員会にチラシを持ち込んで配布を依頼し協力を得た。団体から直接郵送した地域もあるが、それ以外の地域からも多くの申込があり、協力を得た恩恵を実感できたということである。

今後の展望

団体の今後の展望として語られたのは、電話相談の相談員養成講座などを通して仲間を増やしていく、参加型講座の開催方法について内部研修を重ねブラッシュアップしていく、自立的な活動を一步一步着実に広げていく、というような内容である。担当者として

3年間の実施期間を終えた五十嵐さんは、これまでの団体の活動展開と将来展望をこんなふうに語ってくれた。

「助成に応募する時は、普段自分たちで行っている活動にプラスアルファしたい部分の費用を申請します。助成金で経費を得て新しい事業を行い、それが実施できたら、その経験をともに次に広げていこうというやり方で活動してきました。」

「この3年間で長かったとは思いません。私たちは、毎日活動しているわけではないからかもしれませんが、この問題についての活動は、ずっと続けられるものだと思います。だから、まだそんなに長くはやっていないと感じるのです。」

現場での経験をもとに問題意識を共有し研鑽し、問題の防止と解決を図る自立的な活動が今後も堅実に続けられること、その成果が、教職員だけにとどまらず、その教育を受ける子どもたちを通して保護者や地域、社会全体にまで広まっていくことを期待したい。

〈藤澤 浩子〉

3年間の軌跡

【事業名】

スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ワークショップ

【団体概要】

団体名：特定非営利活動法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク 設立年：平成12年
 代表者：入江 直子 担当者：五十嵐 とし江 会員数：正会員 15人 賛助会員70人（平成22年8月時点）
 住所：東京都中野区 TEL:044-711-2226 FAX:044-711-2226
 E-mail: sshp2004@heart.ocn.ne.jp URL: http://www.voluntary.jp/weblog/myblog

【個別事業】

事業1 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ワークショップ（平成19年度～21年度）

【収支決算額の推移】

（単位：円）

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
収入の部				支出の部			
会費収入	340,723	443,563	458,718	事業1 スクール・セクシュアル・ ハラスメント防止ワークシ ョップ	672,881	881,640	916,749
利息	158	77	31				
補助金等収入	332,000	438,000	458,000				
（収入のうちボランタリ ー活動補助金）	(332,000)	(438,000)	(458,000)				
収入合計	672,881	881,640	916,749	支出合計	672,881	881,640	916,749
収支差額	0	0	0				

【個別事業の実施内容と実績】

事業1 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ワークショップ

【実施した内容】

学校で起こりがちなセクシュアル・ハラスメントの事例を出し合い、教師の何気ない言動でいやな思いをしている児童・生徒がいることに気づき考える参加型研修を学校に出前し実施した。

また、20年度から研修会講師としてのスキルアップを目的にNPOメンバーの内部研修も実施した。

【3年間の実績】

出前研修実施学校数 3年間延べ **39校** 参加者延べ **1,250人**

（19年度 実施学校数 **10校**、参加者 **300人** 20年度：実施学校数 **15校**、参加者 **500人** 21年度：実施学校数 **14校**、参加者 **450人**）

内部研修実施回数 2年間延べ **5回** 実績 20年7月 20年8月 21年4月 22年1月 22年3月

3年間でふりかえって

徳非営利活動法人 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク

事業をはじめた経緯

子どもたちが健全に育つためには、安全に学校生活を送ることができなければなりません。学校の中の性被害のひとつにスクール・セクシュアル・ハラスメントがあげられますが、その防止には、教師が何気なくとる言動で嫌な思いをしている子ども達がいることに気付くことが大切です。講演型の研修に比べ、ワークショップ形式での研修は、グループでの話し合いや、ロールプレイなどを通して参加者がそれぞれ自分の身近な問題として考えることができます。また、職場単位での研修を行うことは、日頃は職場内で話題にしにくいセクシュアル・ハラスメントについて話し合いをするきっかけにもなり、お互いがどのようなことを感じているのか、考えているのかなどについて理解し合うことができます。教員の意識が変わることは、子どもへの意識啓発にもつながります。活動助成金の交付を受けることにより県内の学校へ研修内容を広く伝え活動を展開したいと考えた事業を行いました。

事業の成果

△当初の目標

ワークショップ形式の校内研修では、教職員が自分自身の言動を見直すことはもちろん、互いの言動について指摘しあえるような雰囲気や人間関係を作るために必要な、基本的な考え方について理解し、認識を深めることができる。教職員が、セクシュアル・ハラスメントについて理解を深めることにより、児童・生徒への対応を振り返り、防止につなげることができる。また、児童・生徒間のセクハラに対しても敏感になることができ、児童・生徒指導を通してセクハラ防止につとめることができる。このように参加型研修の効果がわかっていても、どのような研修をしたらいいのかわからない、どこに頼めばいいのかわからないということも少なくありません。補助金の助成を受けることにより、この事業やネットワークの活動について、多くの学校へ知らせ、スクール・セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行うことを目標にできました。



スクールセクハラを学ぶ研修の様子

△目標の達成状況

3年間で32校への出前研修の実施を計画しましたが、計画を超える39校約1250名に研修を実施することができました。教職員が人権感覚を磨き、意識を改めることは、児童・生徒の意識啓発につながることで、子どもたちへの波及効果もあつたと考えられます。それだけではなく、神奈川県での取り組みは埼玉県へ取り組みを広げることができたとりました。

△対象者の変化・自分達の変化

多くの学校では2時間の研修を行いました。最初は、「はじまる前は、長いと思っていたが、参加してみたら短く感じた。」という声が多くありました。気づきのワークでは、どのようなことがセクシュアル・ハラスメントになるのか、身近な事柄として考え、ロールプレイでは子どもの立場になることの難しさ、大切さを自分自身のこととして感じてもらうことができました。研修を終えたあとの感想には、「人によって感じ方が違うので、相手の立場に立つことが大切」「子どもが嫌そうな反応をしていたらすぐに謝れるようになりたい」「無意識に同僚をかばおうとする気持ちが働く」等の気づきがあり、研修参加者にとって日常を振り返る場になりました。私たちにとっても、「子どもからスキミングを求めてくるケースではどうすればいいのか」「実際に、子どもから相談されたらどう対応したらいいのか」等参加者の疑問とやりとりから、さまざまなことについて考えることができた実感しています。出前講座を通して、私たち自身が



スクールセクハラを学ぶ講義の様子

ワークショップを行うための力をつける必要性があると感じ、2年目からは内部研修も行い、研修講師としてのスキルを向上させてきました。

△地域・社会に与えた影響△

研修会実施の案内を県内のすべての公立学校に届けることができました。このような活動をしている団体が身近にあること広める、スクール・セクシュアル・ハラスメントが性暴力であるということを知って訴えることができました。

△補助金の果たした役割△

この事業が「かながわボランティア活動推進基金21」ボランティア活動補助金の助成を受けているということで、研修会案内の配布にあたって県教育委員会、市町村教育委員会の協力を得やすかったということがあげられます。学校裁量の経費が節減される方向にあるために、県費・市費での研修は限りがあり、職員研修のために予算を多く取れないという現状で、少しでも多くの学校で研修を行うためには、補助金の果たす役割は大きく、私たちの活動範囲を広げることができました。

課題

学校で教職員等がセクシュアル・ハラスメントを起こすとは考えたくないことですが、平成21年11月に神奈川県教育委員会が県立高校生に行ったアンケート調査によると、194名の生徒が被害を受けた、見聞きしたと回答しています。

そのうち教職員によるものが67件にもなります。また、被害生徒は「精神的に落ち込んだ」「学校へ行きたくなくなった・行かなくなった」など深刻な影響を訴えています。現実には回答よりも多くのセクシュアル・ハラスメ

ントが学校で起きていると推測されます。また、平成18年に実施した結果と比べ、被害者数は増えています。学校は身体接触を伴う場面がとても多く、それは「指導のため」「スキンシップ」などとされ肯定的なとらえ方をされがちです。教員が子どものためにと思っている行為であっても、子どもは「なんとなく嫌」「違和感」としてとらえていることもあります。教職員はこのような状況をきちんと理解する必要があります。

今後の展望

県教育委員会は、平成21年11月に、県立高等学校生徒及び県立特別支援学校高等部生徒を対象として実施したアンケートのまとめで、「県立学校において依然としてセクハラが存在していることを示すとともに、これまでの取組によりセクハラをセクハラと認知している生徒やセクハラに関心を持つ生徒が増加したことを示していると考えられます。」と述べています。

このような状況に対して、3年間の事業での経験を生かし、また、今後も引き続き教職員の意識啓発に取り組みが必要があり、ワークショップ形式での研修を学校単位で行うことの意義は大

きいと考えています。

今後は他の助成金の交付を受けるとともに、教育委員会との連携した事業展開を考えていきたいと思えます。



コミュニティカフェ事業

ー住民同士が助け合うシステムづくりー

- 事業種別 : ボランティア活動補助金
実施主体 : 特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム
実施年度 : 平成 21 年度
総事業費 : 8,451,082 円 (1 年間)
補助金交付額 : 2,000,000 円 (1 年間)
事業内容 : 地域住民の居場所、交流サロンとしての「ふらっとステーション・ドリーム」をつくり、運営し、高齢者を支え、住民同士が助け合うシステムを作り上げることを目的に誰でも集えるコミュニティカフェを目指す。

インタビュー記事

はじめに

9月末の月曜日の午後、横浜市戸塚区のドリームハイツにある「ふらっとステーション・ドリーム」（以下、「ふらっと」）を訪問し、理事長の泉さんに対応していただいた。事業内容や運営方法などについて説明を受けた後、常連の利用者の方々が三々五々集り、大にぎわいとなった「ふらっと」を後にし、近くの横浜市立深谷台小学校内に設置された「地域交流室」に案内していただいて、詳しくお話をうかがった。



理事長の泉さん

「ふらっとステーション・ドリーム」の活動

「ふらっと」は、地域で誰もが生き生きと豊かに過ごしていくことを実現するためのスペースだ。ドリームハイツとその周辺地域に住む人々の「居場所」として毎日オープンし、有償ボランティアのスタッフがランチやコーヒー、ケーキなどを有料（日替わりランチ400円、コーヒー付きは500円など）で提供する「サロン」のほか、「マイショップ」（壁面に50cmほどに仕切られた棚を作り、希望者が出店料を払って手作りやお勧めの品を展示・販売する）、「ギャラリー」（壁面を展示スペースとして有料で貸し、個人やグループが作品を展示・販売する）、「ボランティアバンク」（サービスを必要とする人と提供する人・団体を引き合わせる）、パンフレットラックや掲示板などでの情報提供、テーブルや部屋全体の貸出希望への対応、などの事業を行っている。



展示品の並ぶギャラリー

基金21応募まで経緯

「ふらっと」の開設は2005年（平成17年）12月。ドリームハイツの福祉連絡会を構成する3団体、地域給食の会、NPO法人「ふれあいドリーム」、NPO法人「いこいの家夢みん」

「いこいの家夢みん」（以下「夢みん」）の構想をもとに、「夢みん」が横浜市での協働事業提案制度に「地域ぐるみ介護予防の仕組みづくり」事業を提案応募し、平成18年度事業として採択された。その後、翌19年度も提案・採択され、2年間継続的に実施された。「ふらっと」は、この事業を展開する場として開設された。

開設に至る具体的な物件確保と資金調達の経過は、住民皆になじみの深い郵便局の隣にあった薬局が閉店し空

き店舗となったのを期に、家主に交渉を始め、初年度の提案採択を受けて契約、リフォームが行われた。その際の資金は、3団体の関係者6名が個人的に団体に貸し付ける形で拠出されたというものである。

開設後の運営は、複数の団体等が参加する運営委員会方式で行われた。そして、横浜市との協働事業を終えた2年後、この運営委員会を改組する形で「ふらっとステーション・ドリーム」という名のNPO法人が設立された。泉理事長ら挑戦者たちは、任意組織による運営が軌道に乗ってきた時期に、組織を法人として定着させ、さらに活動の幅を広げていこうとしていた。基金21補助金への応募は、その資金を得る目的でなされたのである。

《実施団体による団体紹介》

- 1 発足年月：2005年12月
- 2 設立のきっかけ：地域保健計画策定時に開催した30数回の住民懇談会で、住民の希望として“居場所”が多かったこと。又地域でも必要性が強かった。そして、エリア内の薬局が閉店となり、ちょうど良い物件が見つかったため。
- 3 活動内容：地域で誰もが生き生きと心豊かに過ごしていくことを実現するための皆の交流の場・居場所サロン・マイショップ・セレクトショップ情報・相談活動
- 4 特徴：団地の側にあるカフェタイプの居場所、毎日オープンしているので好きな時に“ふらっと”行くことができる。子どもから高齢者まで、多くの住民で賑わっている。
- 5 活動日時：月～土曜日 10時～17時
日祝 12時～17時
- 6 利用者数： 月約1,200人
- 7 活動ボランティア数：40人

事業内容と成果…地域におけるネットワークの拡大・活性化

提案されたコミュニティカフェ事業（以下、カフェ事業）の内容は、「年齢を問わず、障がいの有無を問わず、皆が飲食を共にし、交流する場づくり」で、高齢者の引きこもりを防止し、住民同士が助け合うシステムを創り上げることを目的に、年間344日、2人のチーフと約40名のボランティアが食事を中心にしたコミュニティカフェを運営するというものだった。

単なる食堂や喫茶店ではなく、家庭での食事の延長線として一人暮らしの高齢者等の生活を支える、皆の居場所、交流の場としての雰囲気大切に、交流の場としての雰囲気大切に、事業は、予想を上回る利用者数を記録した。そしてさらに、次に示すようなネットワークの拡大・活性化にも結びついた。



コミュニティカフェの様子

○地域運営協議会の活性化

「ふらっと」開設後2年目の2007年（平成19年）10月、自治会（県ハイイツ自治会、市ハイイツ自治会）と地域の市民活動団体（本団体を含む6団体）が加入して、エリアマネジメント（注1）を行う「ドリームハイイツ地域運営協議会」（以下、協議会）が発足し、人材、情報など多くの資源を必要としていた。「ふらっと」は、その相談の場として活用され、当初はここに事務局もおかれていた。カフェ事業が状況を呈するようになるのと並行して、協議会の事業も「福祉」、「ビジョン」、「見守りネット」などの部会の活動が活性化し、広報紙発行、インターネット上の情報発信、ポータルサイト「ドリームハイイツの歩き方」の運営なども始

まった。

自治会や管理組合などの地縁組織や市民活動団体など、いろいろな団体が同じ場を利用するうち、地域の問題を皆で考えていこうという気運が自然に高まり、主体的な地域運営の取組みが進んでいったということである。そうした流れの中で、ドリームハイイツと周辺地域を学区とする横浜市立深谷台小学校（以下、深谷台小）内に「地域交流室」（注2）の設置が実現し、運営を協議会の中の「地域交流室運営委員会」が担うことになった。

（注1）横浜市中期計画（平成18～22年度）中の「地域元気プロジェクト」の一環に位置づけられ、市内12地区でモデル事業が実施されている。

（注2）横浜市教育委員会「横浜教育ビジョン推進プログラム」に示された5つの目標のうち、「目標3 学校を開きます」「目標4 家庭そして地域の教育力を高めます」に該当する取組みとして、市内に約500ある市立校の約半数に設置され、余裕教室等を利用して学校と地域の連携・交流拠点としての取組みが進められている。戸塚区内には、2010年4月現在41（小学校28、中学校11、高校1、特別支援校1）の市立学校があるが、深谷台小の地域交流室は区内で6番目の設置という。

（横浜市教育委員会ホームページ、ドリームハイイツ地域運営協議会「エリマネニュース第5号」参照）

○学校との連携に成功—「地域交流室」の開設

協議会では、「ふらっと」の利用者数が当初の予想をはるかに上回ったこともあって、事務処理に適した場所を必要とするようになり、近くの深谷台小に、「地域交流室」を設置して事務局機能をおかせてほしいと要望した。しかし、2008年（平成20年）の時点では、学校側に協議会の存在が十分認識されていなかった、その一方、協議会側も学校・地域間の連携という視点の重要性について認識が十分でなかった、などの理由で、実現には至らなかった。



地域交流室の様子

2009年度(平成21年度)になって、カフェ事業を行う中で、ギャラリ―で小学生の絵の展示をしたり、ボランティア活動を受け入れたりするようになり、それまで関わりが少なかった小学校との交流が促進できた。新聞報道等により本事業の社会的認知が向上するとともに協議会に関しても理解が得られ、2009年(平成21年度)秋には念願の開設が実現した。①地域と学校との交流をはかる、②見守りネットセンター(高齢者の見守り活動拠点)、③協議会事務局という、3つの機能を果たす場として、学校と地域の連携、地域福祉、地域運営に関する様々な活動が着々と進められることになった。そして、さらに、学区に含まれる俣野町・深谷町の地縁組織等との新たなネットワーク形成も期待されている。

成果創出の要因

○自立的な支え合いと社会的資源活用の気風

成果創出の要因は何だったのだろうかという問いに対し、泉理事長はまず、この地域の特徴をあげ、次のように語ってくれた。

「この地域には、必要なものは自分たちで工夫して生み出してきた歴史がある。ここは葉屋さんの空き店舗だし、汚水処理場跡地や集会所の使わなくなった所を利用するなど、社会的資源を有効に使って、お金が必要な時には皆で出し合う、労働が必要な時には皆で働く、そういうことでまちをつくっていくという気風が、長い歴史の中で培われてきた。とてもありがたいことだと思っています。」

保育園や学童保育など子育て期の活動、障がい・高齢者介護などの福祉活動、自治会や管理組合などの地縁団体の活動、趣味やレクリエーションの集まりなど、一人ひとりの住民が地域のいろいろな組織に関わって暮らしてきた歴史、また、旧来から変わらず続く近所づきあいもある中で、ネットワークの基礎となる信頼関係が形成されてきたという。

○常設の「開かれた場」のカー情報が集まってくる、いろいろな形で参加できる

多くの成果が生まれたもう一つの要因は、常設の「開かれた場」がもつ力にあるのではないだろうか。また、

食事や会議、講座受講などでサロンを利用する、ボランティアとして登録する、食材などの物品を寄付するなど、多様な方法で参加できることもこの事業の強みとなったようだ。こうした点について、泉理事長は次のように語ってくれた。

「カフェというのは、ここだけでクローズされた活動ではない。『ステーション』だからいろいろな人の出入りがあって当然で、初めから何かできていくというより、場ができるといういろいろな情報や資源があちこちから入ってきて、それが事業化していく。」

「この辺りでは市民農園をやっている人が多く、その日採れたものを持ち込んで寄付してくれる。1人暮らしで高齢の方も多いのだが、その人たちは食材を提供することでこの活動に参加してくれているのだと思います。」

基金21制度が果たした役割

事業実施上、基金21制度が果たした有効な役割として次の2点があげられる。

○分野横断的な提案の実現

福祉、まちづくり、情報発信、生涯学習など、地域運営に関わる活動は多

様な分野にまたがっている。行政の一所管の範囲内に収まりきらない、多様な分野にわたる事業を提案実施できることが、団体にとって最大の魅力だったとされている。

○社会的認知と信頼性の向上

基金21対象事業として開始時と中間折り返し時点と2回、全国紙に掲載されたことは、多くの住民をはじめ遠方に住む家族・親類にまで広くこの活動が認知されることになり、地域に対する誇りや信頼性の高まりにつながったととらえられている。

今後の展望

徐々に将来像が具体化されようとしている現在、今後の予定と将来展望をお聞きした。

○自己資金比率を高める

団体では財政運営上6対4、7対3と、自己資金比率を高める努力を重ねてきた。まだしばらくは助成金収入に頼らざるを得ない要素があり、また、地域福祉等の面では応分な公的負担も必要と考えられているが、財政的に完全に自立していくことが目指され、近い将来の実現も夢ではないと予測されている。

○他地域に経験とノウハウを伝える

この取り組みを県内各地に広めていきたいとの考えから、実施の運びとなった「まちづくり担い手講座」について、泉理事長は次のように説明してくれた。

「まちづくり講座」というと横浜市内が主だったが、今年は平塚で実施しようと、県土整備局の提案型協働事業に提案して採択された。「夢みん」の名で応募したが、これまで同様、地域の関係団体全部が協力する形で実施していく。今後は県内各地にもネットワークを広げていきたい。」

後記

インタビュー終了後、「いいこの家夢みん」に立ち寄り、ちょうどトーンチャイムの活動を終えた参加者の方々に会い、大勢で呼吸を合わせて演奏する楽しさを体験させていただいた。ドリームハイツエリアでは、こうしたプログラムが他にも多数、いろいろな団体により、いろいろな場で提供されている。住民は皆、それらを自由に選んで利用でき、会員になって運営に参加することもできる。パンフレットやホームページ上で紹介されているだけでも多種多様な団体が存在し、ネ

ットワークの広がりにはまるでアメージングのようだ。

「マイショップ」には、各自のこだわりや思いを示すPRが添えられた品々が所狭しに並んでいたし、エリア内の花壇や芝生等には、住民たちが楽しみながら手入れしているらしい気配が感じられ、お互いの暮らしや考え方を尊重しつつ、助け合い工夫しながら、日常生活が大切に営まれてきたことがうかがえる。そうした日々の積み重ねから形成された地域の独自性を背景に、高齢化時代を間近にした現在、「誰もが生き生きと元気に自分らしく暮らしていく」という地域の将来像が描かれ、共有されるようになってきた。地縁団体や市民活動団体、役所や学校など、多くの関係者が相互に理解を深めながら、信頼と協力の輪を広げ、その将来像の実現にむけて着実に歩みを進められている様子が実感できた。

〈藤澤 浩子〉



1つが1音を奏でるトーンチャイム

1年間の軌跡

【事業名】

コミュニティカフェ事業

【団体概要】

団体名：特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム 設立年：2005年 代表者： 泉 一弘
 会員数：85人(平成22年 8月時点、個人・団体賛助会員含む)
 住 所：横浜市戸塚区深谷町 1411-5 TEL:045-307-3558 FAX:同左
 E-mail:k-izumi@ttmy.ne.jp URL:http://www16.ocn.ne.jp/~furatto/

【個別事業】

事業1 コミュニティカフェ事業 (平成21年度)

【収支決算額の推移】

(単位:円)

	平成21年度		平成21年度
収入の部		支出の部	
会費収入	182,000	コミュニティカフェ事業	8,451,082
事業収入	5,269,082		
補助金等収入	3,000,000		
(収入のうちボランタリー活動補助金)	(2,000,000)		
収入合計	8,451,082	支出合計	8,451,082
収支差額	0		

【個別事業の実施内容と実績】

事業1 コミュニティカフェ事業

【実施した内容】

高齢化が進んでいるドリームハイツで引きこもりを防止するため、地域住民の交流サロンとしての居場所づくりのためコミュニティカフェ事業を実施した。

また、同カフェの場所を使用しコンサート等、様々な企画を実施した。

【1年間の実績】

コミュニティカフェ事業利用者数 延べ 14,656 人(352 日オープン)

1年間を通し活況を呈し、「地域の方々が気軽に立ち寄れる交流・ふれあいの場づくり」に成功いたしました。

1人暮らし高齢者(特に男性)の利用が目立ち、「見守り」の重要性を感じております。

(主なイベント) ふらっとジャズコンサート実施

「童謡・唱歌を歌う会」偶数月に開催

「終末期に備えて」講演会実施

落語の会を実施

「元気な生き方」講座実施

国、県内の行政、社協、市民活動団体、海外(韓国・ドミニカ)よりの見学が多数ありました。

1年間をふりかえって

特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム

事業をはじめた経緯

このドリームハイツは、全戸数2270戸の郊外型高層分譲住宅で、1972年～1973年(昭和47～48年)にできました。入居当時、30代40代だった住民もだんだんと高齢化してきました。高齢化比率は、24%を超え、1人暮らしの方も目立ってきました。しかし、この地域には、既に20年ほど前から、高齢化を先取りするかたちで、地域給食の会、介護保険の事業者、介護予防の会もできていました。そんな3団体が、「福祉連絡会」を構成し、1団体では出来ない事業をしたいと考えていたのですが、ちょうど栗屋さんが閉店となり、空き家を活用した「居場所」を創ることにいたしました。

ちょうどその頃、戸塚区の地域福祉保健計画策定の過程での、30回ほどの懇談会で、住民ニーズとして「居場所」がほしいという希望が多かったことも重なります。こうして、「ふらっとステーション・ドリーム」が誕生しました。



最近のドリームハイツの全容

事業の成果

〈当初の目標〉

設立当初は、月600人程度の住民の利用を見込んでいました。また、食事ももつと簡単なものを想定していました。ともかく、皆が気軽に集まれる場が出来れば成功かなと思っていました。

〈目標の達成状況〉

順調に事業実施し、実績を上げることが出来ました。2009年度(平成21年度)のサロン利用者数は、14,656人です。「ふらっと」を入れること、バリアフリーの場であること、人間関

係のフラット化(サービスの受け手と出し手の相互性)が理解されたものと考えております。また、イベント等も定着し、毎回常連の方が多くこられます。

〈対象者の変化・自分達の変化〉

ドリームハイツでは、2270戸の約2割の450世帯が一人暮らしだと見られています。ふらっとステーションの昼食利用者でも最近では、1人暮らし高齢者(特に男性)の利用が目立つようになりました。地域での「見守り」の重要性を感じています。だんだんと、1人暮らし男性高齢者にとってなくてはならない場になってきました。

〈地域・社会に与えた影響〉

神奈川新聞のみならず、全国紙(読売新聞、日本経済新聞)に掲載されました。多くの利用者及びその家族、親戚、友人が「その新聞記事を見た」との声が寄せられ、当会の認知度向上に大きく寄与しました。また新聞を見て見学者が増加しました。

海外からは、韓国、ドミニカ共和国

よりの視察、国内では、内閣府、国交省、さわやか福祉財団、相模原相武台社協、青葉台社協等、国、県、市の行政職員、社会福祉協議会、市民活動団体が毎月のように見学にいられます。このような「居場所」が求められ、難しいけれど創っていききたいとの様子が良くわかります。



コミュニティサロンふらっとステーション・ドリームの外観

〈補助金の果たした役割〉

基金21からの補助金は、1年限りです。この期間、その後の「自立」ということを考えて運営してきました。幸い事業収入も多くなり、コミュニティビジネスの考えも取り入れ、将来を見越した運営がなされてきたと実感しております。

課題

〈担い手の高齢化への対応〉

現在約40名ほどのスタッフがサロンの食事作り等に関わっていますが、設立から5年、皆、年を重ねてきました。このドリームハイツ周辺の主婦層の多くは働きに出ておりこのような活動に積極的に参画することが難しくなってきました。パート並みの謝金が出せればよいのですがそんな状況にはなく、苦勞するところです。

〈中長期の課題〉

この地域にはケアプラザ（包括支援センター）がありません。各団体は、ケアプラザの機能を皆で担ってきたとも言えます。しかし行政が公共施設としてきちんと設置すべきだと考えています。その企画段階から関わって使い勝手の良い施設が出来ることを期待いたしております。

今後の展望

① エリアマネジメント（地域運営協議会）

出来てから3年になります。この協議会もふらっとステーションの場より生まれました。エリアマネジメントのモデル地区として、住民の誰もが安心して暮らせるまちづくり、地域課題の

解決を目指しております。ふらっとステーションはその中核を担っています。

② 地域交流室の開設

学校との連携も個々の団体がバラバラに関わってきましたが、深谷台小学校の空き教室に「地域交流室」が出来たことは、いままでの地域と学校との関係を変えていくことが予測されます。すでにふらっとステーションでは、この夏休み絵画教室や障がい児の作品発表をしたり、学校とのつながりをより積極的ににつくっていきたいと考えております。

以上、単に「ふらっとステーション・ドリーム」は、単体の存在ではなく、地域ネットワークそのものであると自負しております。



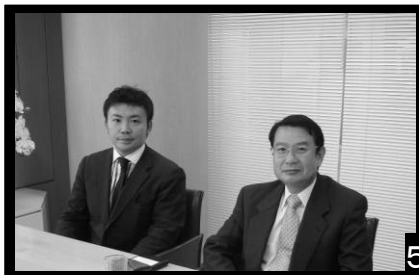
賑わう店内の様子



利用者に貸し出している販売ブース
手作りのアクセサリ等が並ぶ



ボランティア活動奨励賞



- 1 ヒロコ・ムトー
- 2 なでしこ防災ネット
- 3 こどもの本のみせともだち
- 4 特定非営利活動法人峠工房
- 5 GLOBE PROJECT

※奨励賞受賞者の記事は、基金事業課職員が取材し、執筆しました。



優しいハープの音を添えた朗読活動

ヒロコ・ムトー

子どもたちへの、いじめの克服と 生きる勇気を与えるための朗読講演活動

きっかけ

ヒロコ・ムトーさんが「心の宅急便」を始めようと思ったきっかけは2007年(平成19年)のヒロコさんの母マサコ・ムトーさんの豆紙人形の追悼展だったという。

ヒロコさんは、豆紙人形作家である母、マサコさんの豆紙人形展を2003年(平成15年)からシアトルやパリで開催していたのだが、93歳でマサコさんが亡くなった後、パリでの追悼展を最後に、この活動を止めようとしていた。

しかし、展示会場の日本人学校の校長先生から「止めないでください。この子ども達は日本に帰ればいじめに遭う可能性もある。お母様が88歳でしかも片眼が見えない状態で、豆紙人形を作り始めたというのは、子ども達にもきつと勇気と希望を与えることができるはずです。お母様の生き方を子ども達にも伝えてください」という言葉をかけられたのだ。これまで、母・マサコさんの話を子ども達に語るなど考えていなかったヒロコさんは、その言葉を聞いて強く心揺さぶられたのだ。「母の話は、子ども達にも勇気と希望を与えることができるのか。これは止め

てはいけない」と。

しかし、どうせ子ども達に語るのであればと考えたときに、かつてヒロコさんの娘さんがいじめに遭った経験、当事者の気持ちを伝えたいという思いが湧き上がってきたという。今まで一切、外で話してこなかったその経験を語るのは、ヒロコさんにとってもつらいことだったが、「子どもが育ち上がった今ならできる。母の前向きな生き方に加えて、いじめはこんなにも悲しいのだということ伝えるよう」と決心したのだ。

そしてどうやってたら学校で朗読講演できるのか、娘さんがいじめに遭っていたときの学年主任であった古川三千代先生(横浜市立都岡中学校

校長)に相談したところ、「ヒロコさん、迷わずやってください。私がないとか道筋をつけるから」と言われこの活動が動き出したのだという。

思い

朗読とハープの演奏を組み合わせたこのプログラムを「心の宅急便」と名付けたのは、何か子ども達に暖かい心を届けたらいい、しかもすぐに届きたいという思いからであり、「心の宅急便」の中で使っている「あなたがいい」というメッセージには次のような意味を込めているという。

すなわち、いじめを受ける側には、自分自身は決して悪くないのだと自己を肯定することを、またいじめ

<団体情報>

事業種別: ボランティア活動奨励賞

団体名: 心の宅急便

(受賞はヒロコ・ムトー個人)

活動開始時期: 平成19年5月

代表者: ヒロコ・ムトー

TEL: 045-543-6959

FAX: 同上

会員数: 5名

活動地域: 横浜市港北区

活動分野: 子どもの健全育成

活動概要: いじめの問題にぶつかる小学生や中学生を中心とする子どもたちを対象に、「心の宅急便」と呼ばれる朗読講演会を行うことにより、「いまのままのあなたがいい」という自己肯定のメッセージを届けるとともに生きる勇気を伝える活動を行っている。

側には、満たされていない気持ちがあるかもしれないが自分自身を好きになつて周りから認められる人間になつてほしいということを、また無関心・無関係を装っている側の子たちには、あなたたちは実ははじめの側にいるんだよということ。

横浜の公立中学校からスタートして東京、大阪、長野、福島、山形と、年間十数校で朗読講演をしているが子ども達の、「聞けてよかった」「変えたいと思った」「勇気がでた」という反応からは、確実にこのメッセージが伝わっているようだといろこさんは感じている。

奨励賞の効果

奨励賞を受賞した後は、神奈川新聞や朝日新聞にも記事が掲載されたため、今まで横浜市内の学校にとどまっていた講演依頼が、今まで全く繋がりのなかった茨城や群馬など遠方の小学校からも来るようになったという。

また、奨励賞の副賞のおかげで、今まで海外講演にはいつも自腹でついてきてくれたメンバーへの旅費に回すことができたという。シアトルのイングルモア高校へ講演に行くこ

とができたほか、シアトルでは、ジョン・スタンフォード小学校と横浜市立川井小学校との交流の橋渡しも行うことができたとのことである。

今後の目標

「これからの夢は何ですか」と尋ねると、ヒロコさんからは、『心の宅急便』自体は1校ずつしか広げられない地道な活動だけれど、これからは歌でメッセージを伝えたい」という答えが返ってきた。

2年前から友だちにならない？』と「あなたがいい」というメッセージソングを作つて、訪問した学校にCDと楽譜を渡しているという。先のイングルモア高校と川井小学校もそれぞれの学校で歌った様子をビデオに収めて、歌を通じた交流をしているほか、その様子をyoutubeでも見られるようにしている。歌は、自然に口ずさむことができるし、知らずに心に染みこむことがある。だから今後は、歌を通して全国にこのメッセージが広まってほしいというのがヒロコさんの願いだ。

『心の宅急便』は、私だけではなくて、長村さん、原田さん、栗山さ

んの、合わせて4人で作っているのだ」と、ヒロコさん言う。

「一人の力では弱いけど、支えてくれる人の力を借りて、人のためにお返ししたい。どこまで続けられるかはわからないけれど、10人のうち1人にでも届けばいいという気持ちで、私達ができることをやればいいと想っている」と。

何かにしぼられることなく自分の意志で、強い使命感をもって活動しているヒロコ・ムトーさんの姿は、まさにボランティアの原点なのかもしれない。

これからも、ヒロコ・ムトーさん達の暖かな贈り物が、多くの子ども達の心に届くことを願わずにはいられない。



代表のヒロコさん

※youtube

アメリカ発祥の動画共有ができるインターネットサイト。名前には「あなたがつくるテレビ」という意味が込められている。

心の宅急便 HP : <http://www.kokorono-takkyubin.com>



防災を学ぶ野外活動に集う参加者

なでしこ防災ネット

家庭や地域を守る女性を対象にした
防災知識や技能の普及

なでしこ防災ネットは秦野市で女性の視点から防災活動を行っている団体だ。年度ごとに防災のテーマを決め活動している。今までに土地柄を活かした災害時の生活用水マップや非常食のレシピ集などを作成してきた。

今回は、なでしこ防災ネットとして志をともしにするメンバーと代表の吉田さんにお話しを伺った。



和やかなムードで取材に応じるメンバー

きっかけ

団体設立は吉田さんが防災士の資格を取得した所から始まった。防災士の資格を取得したことで普段意識していなかった日ごろ備えておくべき防災の必要性を強く感じたという。なでしこ防災ネットという名前からもわかるように女性の視点から防

<団体情報>

事業種別: ボランティア活動奨励賞

団体名: なでしこ防災ネット

活動開始時期: 平成17年8月

代表者: 吉田 トシ子

会員数: 11名

TEL: 0463-87-1452

FAX: 同上

活動地域: 秦野市

活動分野: 災害救援

活動概要: 家庭や地域を守る女性などを対象に、サバイバル Day キャンプなどの体験型イベントの開催や女性ならではの防災対策用リーフレットの作成など、女性の視点を活かした防災知識や防災技能の普及・啓発を行っている。

災対策を行う団体である。なぜ、女性の視点を重視した防災対策をするのかと言うと、過去の災害を振り返ったときに直接の被害は平等であれ避難先において女性がなにかしらの被害に遭いやすいのは想像に難くない。災害が起きた時に男性は職場にいる場合が多く、地域社会への繋がりがゆるい。一方、女性は日頃から地域と繋がりがあり、防災、災害復興の担い手と災害弱者の両面を持つ。こうした点から女性の視点での防災対策が必要だということではじめたのだという。

話を聞いてみると本当にメンバーの仲が良いのが伝わってきた。一つの志のもと集まったからというだけ

でなく、吉田さんの持つ雰囲気も場を和ませているのかもしれない。また、類は友を呼ぶという言葉の通りメンバーの方々も不思議と吉田さんと同じ雰囲気をもとっていた。

水源調査として秦野市に登録されている井戸を確認しに行った時、その独特の雰囲気は役にたつたらしい。登録されている井戸は個人の敷地のなかにあり、直接お宅を訪ねて、確認に行く必要があった。通常、見ず知らずの人間が行っても相手にされないものだが、吉田さんの人柄で、無事、井戸の確認ができたそう。そうして今、地域に寄り添う形のなでしこ防災ネットがある。

課題

現在、地域に密着した団体なので、行政、地域、多種多様な連携12団体と協働で活動をしている。だから人的な面としての課題はないそうだ。課題はやはり資金面だとのこと。更に活動を広げるにはやはり資金が必要になってくるが、安定的な収入源を確保できていない。

今まで、青空防災教室と題してサバイバルDayキャンプや中学生避難所設営体験、さらに、簡易トイレの作り方、ロープワークなど災害時に役に立つ技術が習得できる野外イベント活動を行ってきたが、事務所もなく、予算も限られているため、テント等の道具は借りて活動していたという。ただ、借りてくるのにも労力が要り、できれば、自分達の道具が欲しいと思っている。しかし、いざ道具をそろえたとしてもその道具をしまう場所もないということが課題となっている。

奨励賞の受賞

県から表彰されたということのひとつのステータスのように受けとめ、活動のモチベーションが上がったという。

副賞の賞金には現在手を付けてはいないそうだ。なぜなら資金面の課題を解決するため助成金の申請を行う元手として副賞の賞金を活用する必要があるからだ。と言うのも助成金の中には団体自身の資金から事業費の一部捻出を求めているものもあるからだという。副賞について「使途自由ということで大変使いやすかったです。ありがとうございます。」と感謝の言葉もいただいた。

タウン誌に取り上げられたのも一つの成果のようだ。

今後の目標

それぞれの家族に防災の意識を持つてもらうことが大切で、その意識を持つきっかけにもなるサバイバルDayキャンプを充実させることが今後の目標だそうだ。サバイバルDayキャンプに参加してもらい、その日体験したことを家族に話してもらうことができかけになるという。

吉田さんが防災について語ってくれた。

「災害が起きたとしても私達は普段通り起きて食べて生活をしなくてはいけない。普段から防災の意識を持って備えておけば、避難先での不

自由な生活が少しでも楽に生活することができるとです。大切な人と暮らしを守るために日頃の備えが大切です。」
この言葉が団体の目標を表しているように感じた。



代表の吉田さん



ところ狭しと児童書が並ぶ店内

こどもの本のみせ ともだち

子育てに悩む母親と子ども達への
おはなし会・読み聞かせ活動

きっかけ

港北区日吉本町の昔ながらの商店街を抜けたその先に「ともだち書店」が開店したのは1973年(昭和48年)。当時は徳村さんご夫妻が児童書専門店として営業しており、文庫活動をはじめ、竹とんぼなどの遊び道具づくりやお寺での肝試しなど、書店の枠にとどまらない子どもたちを中心に活動を展開していたという。

徳村さんご夫妻が、北海道に転居した後は、ここをなくしてはいけないうと思つた常連の母親たちによる共同経営という形に移った。これまでも代替わりがうまくいかず、何度か存続の危機に陥つたが、その度ごとに、不思議と関わってくれる人が現れ、現在まで続いている。

店舗自体は見過ぎしてしまいそうな目立たない外観だが、狭い店内には2500冊ほどの児童書や絵本が並び、幼児が座って読めるように小さなイスと机があるほか、小上がりにはお茶が飲めるようなテーブルもある。書店内では毎週のようにおはなし会や人形劇、読み聞かせボランティアへの講習会を開催しているが、書店内だけではなく地区センターや

プレイパークなど、外に出向いて活動しているのが特徴だ。

関わっているスタッフも、近所だけでなく都筑区や川崎市から来る人もいるほか、関わるようになったきっかけも、絵本が好きだという理由だけでなく、ストーリーテリング(語り)が好きだという理由や、地域にはこういう場が必要なんだという直感的な理由など、人それぞれ。しかし、「書店」という物理的な場があることと、それぞれの想いを許容できる体制があることで、続けることができる。続けているのだと代表の及川さんは、言う。

「みんながみんな主婦感覚だったら、つぶれているんじゃないかしら。でも、しつかり者もいるし、いろいろな想いの人がいるんです。関わり方

も人それぞれだけれど、それを認め合っているのがここの良さなんです」

課題

しかし、実際、書店経営という面だけを捉えてみれば実に厳しい。万年赤字経営で、人件費は出ていない。ほんのわずかなお茶代ぐらいの謝礼しか出ないので、仕事としては成り立たない。いや、むしろ人件費が出ないからこそ、続けてきたのだとも言える。

そうした中、直面している大きな課題は、移転の問題だ。大家さんから、建物の耐震性に問題があるので取り壊したいという話が、2010年(平成22年)の4月にあったという。これまでは、どちらかと言えば

<団体情報>

事業種別：ボランタリー活動奨励賞

団体名：こどもの本のみせ
ともだち

活動開始時期：昭和48年4月

代表者：及川 智子

会員数：19名

TEL：045-561-5815

FAX： 同上

活動地域：横浜市港北区

活動分野：子どもの健全育成

活動概要：地域の母親たちが共同で絵本・児童書専門店を運営するとともに、この書店を拠点におはなし会や人形劇を開催し、子育てに悩む母親の仲間づくりの場、親子のふれあいの場の提供を行っている。

担い手がいないという理由で存続の危機に瀕してきたが、今回は、移転を迫られたという事で、新たなターニングポイントにさしかかっている。

今回こそ、もう閉めようかという話になるのかと思いきやスタッフの中では、「なんとかしようよ」という思いで一致し、移転費用の獲得や移転先の確保に奔走している。



こどもの本のみせともだちの外観

奨励賞の効果

そもそも、奨励賞に応募したきっかけは、港北区のふるさとサポート事業賞や神奈川新聞の地域社会事業賞を受賞したことで、手応えを感じたからだそうだが、奨励賞を受賞して活動の励みになったし、何気なく今までやってきた活動を振り返るきっかけにもなったという。特に奨励

賞の表彰式のとときに聞いた審査会会長の話で、何か自分たちも地域に還元しなくてはという使命感を感じたのだという。今や移転問題があつてストップしているが、地域に還元する取り組みも始める計画があるそうだ。

今後の目標

「今後はどうしていきたいですか」と尋ねると、代表の及川さんは、「いろいろな人の想いがつながつている場所だから、つぶさずに次へとバトンをタッチしていければいいかな」と静かに語り、副代表の密本さんは、「スペースを広げたい。人がたくさん集まれて、ピアノがあつて、お茶も飲めて。でも、何よりも私たちが楽しくやっているといることが、周りにじわっと浸透していくといい」と、熱く語ってくれた。

今や、コミュニティカフェなど、地域の人と人をつなげる取り組みも多いが、どうしても地域やターゲットが限定されがちだ。そんな中、ともだち書店は本屋だから、誰でも入れるという意味で敷居がもっと低いし、偶然の出会いから広がるという点で、可能性はもっと大きいのか

もしれない。

「ともだち」のキャッチコピーである「どきどきするような本との出会い、ほっとするような人との出会い」もさることながら、「ここは、本を通して人と人がつながれる場所なんです」と語った、お二人のさりげない言葉が強く印象に残った。



代表の及川さん(右)と副代表の密本さん(左)



学習支援を受ける児童の様子

特定非営利活動法人

峠工房

知的障害者、発達障害児・者、
小・中学生への生活・学習支援



個性的な作品が並ぶ展示の一部

事業をはじめた経緯

1969年(昭和44年)に、松本淑子理事長の夫君の松本威(たけし)さんが、障害者の自立支援のための施設を自費で立ち上げた。

威さんは、それまで横浜市内の公立中学校の教員として障害者教育に携わり、率先して「学校工場方式」といわれる職業的自立を目指した指導を実践していた。当時の障害児教

ちょうど訪問した際に、二年に一度の作品展が開かれていた。そこには、峠工房に通う子どもたちが描く絵画や版画など、感性に満ちた作品が並んでいた。見学者への説明の間、「作品から子どもたちの成長するエネルギーを感じてほしい」という松本淑子理事長に、お話を伺った。

育は、まだまだ手探りの状態で、おごなりのところも多かったという。今でこそ、障害者の身近な働く場である地域作業所も、まだまだ未整備であった。

子どもたちを、もつと時間をかけて、社会に送り出してあげたい。世に出てつまずいてしまう子どもたちを、なんとかしたいと思いついてきた。そして、中学卒業後も、障害をもつ子どもたちに、シャワーのように生活訓練を行い、忍耐力、集中力をつけながら、社会に送り出す教育訓練施設を自分で創ろうと考えた。

威さんは、当時、横浜市長に談判し、今の泉区上飯田の市有地を借りることができた。市の担当者も土地

台帳をめくりながら、最適地を探してくれたという。そして手作りの「峠工房」ができた。「峠工房」という名前は山好きの淑子さんがつけた。峠とは里と里を結ぶ、新たな人と人との出会いの場。人間を育て上げて社会に送り出すという夫君の思いも込められている。

しかし、この理想の試みは、当時の行政には受け入れられず、公的な助成なしの運営を強いられた。既自らの退職金も底をついていた。松本さん夫婦は、無認可でなければできないことのほうがいっぱいあると頑張った。施設の運営費確保と作業訓練の場のために印刷の仕事も始めた。

<団体情報>

事業種別：ボランティア活動奨励賞

団体名：特定非営利活動法人
峠工房

活動開始時期：昭和44年 10月

代表者：松本 淑子

会員数：63名

TEL：045-301-4646

FAX： 同上

活動地域：横浜市泉区

活動分野：保健、医療又は福祉の
増進

活動概要：知的障害、発達障害のある子どもたちが将来、自立した社会生活を送れるよう、「労働(作業)」「生活」「学習」を密接に関連させた訓練・支援を行うとともに、コミュニケーション力や言語表現力を高めるため、放課後の居場所提供を行っている。

1987年(昭和62年)に威さんが亡くなった。峠工房の閉鎖を考えた。しかし、子どもたちの親御さんから「子どもの居場所は、ここしかない。先生と一緒に心中するつもりで頑張るから、続けて」と言われて継続を決断した。しばらくして、バブルがはじけ、景気も悪化し、カードで借金をすることもあった。「これまで続けてこられたのも多くの人に恵まれたため。ありがたいこと」という。

活動の課題

峠工房では、「人間にとって必要な大切なこと」を追求する活動にこだわりたい。働くことだけが目標ではないし、就職はゴールでもない。就職できたと安心してしまいう親御さんも多い。就労を継続し、日常生活を充実させ、その人なりに「人生を楽しむ」こと。その大切さを今の教育は教えていない。

また、医師でも、「障害者だからここまでしかできない」「20歳を過ぎると改善は望めない」などと平気で言うものもある。人間は何歳からでも「生き直し」ができる。

今は3歳児検診で発達障害だと言

われることがある。しかし、その後のきちんとした支援が足りていないとの思いは強い。当然、悩み、追いつまれない親も増え、結果、困難に直面させられる子どもが増えてくる。

また、子どもに障害があると言われた親は、子どもの行動のすべてを障害との関連で考えてしまう。これは悲しい。障害なのか、生まれ持った性格なのか、それを見極めることが、子どもと接する上で大事なことだという。

峠工房では、適切な支援が受けられずに、見すごされる軽度の発達障害の支援にも積極的に関わっている。教育相談やカウンセリングにも力を入れ、2005年(平成17年)からは支援の手薄な発達障害児・者のための生活塾やカウンセリングルーム「こころの談話室」を開設した。

奨励賞受賞後の活動の変化や影響 (奨励賞が果たした役割)

2009年(平成21年)には、峠工房の社会的な信用のアップを図り、組織の維持・運営の安定を目指してNPO法人となった。NPO法人となった峠工房の初仕事が奨励賞への応募であった。

受賞後は、ボランティアとして携わってきたスタッフが核となり、「さらなる人材育成」につなげていきたいと思っている。

障害者に携わると、「お世話する人」「される人」という区分がなされがち。世間の親御さんにしてみれば、「できるだけ、お世話してほしい」と思う人が多いが、お世話される人には、親切な人に甘える心が生じてしまう。

峠工房では、たとえ障害があっても、できることは自分でしてもらおうようにしている。折角、苦勞して覚えたこと、できるようになったことを、失わせるようなことはしたくない。

ボランティア志望の人には、峠工房のイベントなどの活動を通じて実地で知識・技能を身につけてほしいと考えている。

もう一つ。今、学校は大変に忙しくなっている。まだまだ、いろいろな制約もある。しかし、峠工房を学外の社会資源だと考えて、学校にもつと連携してほしいと思っている。

今までも、峠工房に関心を持っていただいた教員は大勢いた。不登校

で峠工房に通う子どもたちの担任と連絡を取り合い、卒業式に出られるように、奔走していただいたこともあった。

今回、奨励賞をもらったのを機会に、近隣の小中学校30校以上に案内を差し上げることにした。

今後の活動目標

通ってくる子どもたちが何歳になろうとも、峠工房に来てほしいし、子どもたちに寄り添い続けたい。どんなに変なことであっても、峠工房に行けば解決すると思ってもらえる、心強い存在でありつづけたい。



代表の松本さん



フットサル大会の様子

GLOBE PROJECT

スポーツを楽しむことを通して
社会問題の解決につなげる、
スポーツイベント開催活動

きっかけ
活動を始めたのは、代表の菅原さんが世界をバックパッカーとして巡った時の経験が大きい。
当時大学生だった菅原さんは旅先の子どもたちに、「将来の夢」と



地雷除去の現場視察

GLOBE PROJECTはスポーツを通して社会問題の解決を図っている団体だ。「KICK THE MINE CUP」という一般参加型のフットサル大会を開催しその大会で集めた資金でカンボジアの地雷撤去を支援する活動を展開している。
今回は、団体代表の菅原さんと活動に賛同し協力しているエイチ・アイ・エス(株) (E・I・S) 取締役相談役の行方さんにお話を伺った。

<団体情報>

事業種別：ボランティア活動奨励賞
団体名：GLOBE PROJECT
活動開始時期：平成18年 6月
代表者：菅原 聡
会員数：30名
TEL：080-6627-0090
FAX：045-713-8160
活動地域：横浜市南区
活動分野：国際協力

活動概要：知地雷のなくなるフットサル大会“KICK THE MINE CUP”を開催することにより、大会参加者に社会問題を知るきっかけづくりを行うとともに、使用したコートと同面積の地雷原が取り除かれるよう、大会収益から地雷除去団体に寄付を行っている。

「幸せな時」を尋ねて回っていた。ほとんどの子ども達はサッカー選手や野球選手、場所によってはクリケット選手等「プロのスポーツ選手」が夢だった。日本であっても子どもたちの夢は、プロのスポーツ選手が上位を占めている。その事実菅原さんは物質的な豊かさや生活に差はあれど子ども達の将来の夢は変わらないんだと感じたそう。とはいえない例外もあった。ウガンダの難民キャンプに身を寄せている少年は「僕の夢は、自分達の部族を襲った隣の部族連中を殺すことだ」と言ったという。紛争によって自分の部族を襲われ命から逃げた少年には明るい夢は持てなかったようだ。

それでも、そんな状況であっても少年が幸せな時は「サッカーをしているとき」だった。
また、カンボジアでは、子ども達が思い思いにサッカーできる安全な場所がほとんどない。安全な場所でもサッカーをしても少しボールを蹴れば地雷原に飛んで行ってしまいう状況だ。ボールが地雷原に入ってしまうと子どもは追いかけて入ってしまう。その現場を菅原さんも見たという。運良く無事、地雷原から戻ってきた少年に菅原さんは「どうしてそんなに危険なことをするの?」と聞いた。「だって、これは大切なボールだから」と少年は答えたという。往々にしてこういった地雷原や紛

争を目の当たりにしても「自分達は関係ない」と考えることを止めてしまふものだが、菅原さんは「でも、そう言ってしまうならばこの少年達だって直接関係があるわけじゃない」と考えたそうだ。「そういういた国々で起きている紛争を調べていくと、実は身近なところにつながっていて、私達が普段使っている携帯電話等電子機器に使用されるレアメタルを巡って紛争が起きているんです。」菅原さんはそう語る。自分達も関係している出来事だから解決に向けてできることがある。しかし、ひとりではできることには限りがある。そこで、みんながつながってできるプロジェクトができないか、特に、自分達も楽しめて、社会が少し良くなる活動をできないかと考えた。それが始まりだったという。

課題

「KICK THE MINE CAR」大会を開催して集めたお金は現地に直接持って行くようにしている。そしてお金を持つていくのに合わせてツアーを組んで大会参加者に地雷除去現場を見てもらえるようにしているのだ。しかし、ツアーといっても観光客が

行くような場所ではないため事務局側でリスクマネジメントをするのは辛くなっていた。この課題を解決するための一つの手法がエイチ・アイ・エス(株)との共同企画だった。「旅行業を通じて社会貢献をしよう」と考えていたところ、菅原さん達の活動は、海外とつながり支援するという活動。そして活動の内容も菅原さんの熱意も支援したくなったんです。」と行方さんは語る。

現在直面している課題は、マネジメントだそうだ。「楽しいだけじゃつまらない、楽しむことが誰かのために、スポーツの力で」この思いに共感し参加者は増えて、フットサル大会は順調に進んでいる。しかし、参加者が増えたことにより大会の規模が大きくなり会場準備等の事務的負担も重くなったため、事務局側のマネジメントが難しいそうだ。

奨励賞の効果

奨励賞の効果については「活動の規模が格段に広がったことです。これまで神奈川、東京、埼玉のみで行っていた大会が、現在は関西、徳島などで定期的開催されるようになりました。また、HPもリニューアルできたことで、活動の認知、信

用性の拡大にもつながりました。そのお陰で、2010年(平成22年)9月には人間力大賞の受賞や、休暇改革国民会議への就任など、今後の活動への幅が更に広がっています。」と菅原さんは語る。

今後の目標

「学生時代の自分が見れば『すごいじゃないか』と言える実績だと思っただけですが、今の自分、社会人としての自分を見ると『もっとできることがあるんじゃないか?』と感じています。だからもっと良い方法を模索して世界の子ども達が安心してスポーツができるようにしていきたいと思えます。」そして菅原さんは現在の目標として行方さんと共同企画として行う2011年(平成23年)2月のスタディツアー(現地視察)を成功させることが目標だと想いを語ってくれた。

菅原さんの強い想いが印象に残った。



代表の菅原さん(左) 相談役の行方さん(右)

助成終了事業の成果から見えてくるもの

基金21審査会会長・インタビュー鼎談



2010年11月25日県民センターにて

平成22年11月25日に、神奈川県ポランタリー活動推進基金審査会の松岡紀雄会長と今回の成果報告書の作成にあたり、団体の取材を行った藤澤浩子さんと中島智人さんにより、「助成事業の成果から見えてくるもの」をテーマに、鼎談を行っていただいた。

団体を取材した印象：振り返りに対する理解

松岡：最初に申し上げたいのは、基金21ができて10年経過しましたが、この制度は、目的からいっても、規模からいっても全国的にも群を抜いたものだということ。しかし、同時に責任も重いわけで、NPOにとって有益に使われ、有益な活動となり、それが県民に及ぶということが肝要です。もう一つは協働を推し進めていくということを柱にしていますが、これまで協働の文化がなかったと言える日本で、こういう形で協働が県内に広まることは、非常に意義があると思います。そして、この基金21の助成を受けた事業がいったいどういうふうに関連された

かをしつかり見ていく、それを行政や県民の方々に報告することは基金21の役割、責任になると思います。お二人が大変なご苦労をされて、団体へインタビューに行つて、報告書にまとめていただきました。最初に総括的な感想を聞かせてください。

中島：基金21の助成金は団体にとって使途がゆるやかで、それぞれの組織にとって、必要な使い方ができる。そしてそれが組織、事業のその後の発展につながっているということを改めて感じました。それから、助成金が呼び水といえますか、レバレッジ（てこ）が効いていて、経営資源を獲得していく元手になったり、新たな拠点ができて活動が充実したり、助成金額以上の成果を上げている印象を持ちました。

藤澤：今回の終了団体は、基金21を受け、助成が終わった後どうするか、ある程度意識するようになった時期に応募した団体で、終了後の自立といったことを目標にがんばってこられた、あるいはある程度自立した団体であったように思います。もうひとつ、今回の成果報告書は4冊目になるわけですが、これの効果ですね。事業終了団体が、自分たちの成果を振り返り広報することの意義をよく理解してくださり、積

極的に対応していただいたように感じました。

中島：緑のダム北相模（以下「北相模」と表記）は今回の取材を楽しみにしていましたね。成果の公表についてすごく積極的でした。

負担金事業の属 北相模、すまセン

松岡：報告書を拝見して、知らなかった面も多くて勉強させてもらいましたが、基金21がどのように活かされたか、負担金、補助金とありますが、まず、負担金についてはどのような役割を持つてこの5年間、どう展開してきたのかというお話を伺いたいと思います。

中島：今回の協働事業の特徴の一つは、複雑化する社会的ニーズに対して行政の対応が機能不全になっていることが明らか課題だったと思います。北相模でいいますと、水源であるにもかかわらず森林が荒廃している、それに対して市民が立ち上がって始まったということ。二つ目は、両方の協働とも、かながわ外国人すまいサポートセンター（以下「すまセン」と表記）の協働課は国際課だけれども、背後にはオーラル県庁があって、北相模では三つの課の協働があつてというように、一つの

社会的課題に対して一つの部署では対応しきれない課題が顕在化して、それを団体がつなぐような、そういった協働を実現したということです。具体的成果といえば市民発のFSC認証などすばらしい成果はあるが、協働の仕組み自体をうまく使ったという成果が大きいですね。

協働の文化のことかというと、みんな一生懸命考えているんですね。そういう努力の上でないと協働の土壌はできない。北相模の協働3課のうち、土地水資源対策課の担当者は1年しか担当していませんが、それまでの5年間をしつかり受け継いで、学習しているんですね。

藤澤：先ほど行政の機能不全という言葉がありました。機能不全というよりも今回の協働事業は、行政には向かないというか、むしろ民間と一緒にやった方がいい事業に取り組んだ協働事業だったと思います。自然環境の手入れ、外国籍県民の方が困っていることなどは、個別具体的に、一括して対応できない。それにどう向かい合うのかというようなもので、基金21をうまく活用してもらうのに格好の素材だったと思います。

それから、県の中では協働を推進す

る条例ができたこともあり、職員の方々が、協働を必要と捉えられ、その上でこれまでの取り組みを検証して、自らの考えで取り組んで行かなければならないと、受け止められるようになったと感じられました。

団体の気づきと協働

松岡：それぞれの例がどのように始まって、どのように取り組まれ、その後どうなったかということをお話してみたいと思います。北相模では、代表の石村さんですか、そのような方の気づきから始まったのだと思うんです。多くの場合、政治家が気づき法律を作る、予算をつけるということが済むと考えられがちですが、それは例外中の例外ですね。クオーテーションマーク付きですが、私の言う「変な人」が気づいて取り組みを始めた。「森林は大変だぞ、ほっとけない」と取り組み始めた時は、おそらくその活動に何の効果があるんだと冷めた目で見られたと思います。そして、基金21がなかったら、その後どうなっただろうか、いつかは行政が気づいて作り出すことがあったとしてもっと先になったのではないか。日本全体の森林が崩壊してきますが、こういった取り組みはずつ

と後になったと思いますね。北相模は、1年目では基金21に落選し、2年目で採択され、三つの協働部署が協力して一緒にやって来たわけですが、まさに、日本の社会に必要なあり方をお手本のように示してくれているのではないかと。そのところはどうか。

中島：石村さんの気づきで始まったのはそのとおりです。カギ括弧付きの「変な人」の活動は、最初は地域から拒絶されていましたが、月2回の活動を欠かさずやることよって地域の信頼を得ることができた。そこに山を所有している人との一つの出会いがあったのですが、変な人というだけでなく、そういった努力を積み重ねたことに感銘を受けましたね。

松岡：私に変な人というときは、周囲の冷たい目にも負けないで地道な努力を積み重ねてやる人と言うんですね。中島：会長のもし基金21がなかったらというのは、興味深い話ですね。それ以前にも行政とは関係があつて、技術的指導を受けていたんですね、でも職を越えてはやれない。でも、基金21がなかったら、ボランティア活動として細々とあつたとしても、県を巻き込んで難しいかと思うんです。初年度にFSC認証をとったけれどもその後

の、新しい森の活用の面などを考えると県との協働によつて社会的認知を受けたことによる影響力は大きかったのではないのでしょうか。

県民会議の気づきの持ち寄りからの始まり

松岡：藤澤さん、すまセンはいかがでしょうか。5年間が終わってからは、その活動は当然というものの、この取り組みがなかったら、きっかけがなかったら、今はどうなっているだろうか。行政だけでこのようなお膳立てができたかどうか、そのような点はいかがでしょうか。

語る人

◇基金21審査会会長

松岡紀雄さん（神奈川大学経営学部教授）

◇各団体のインタビュアー

藤澤浩子さん（基金21幹事会幹事、(特非)

よこすかパートナーシップサポーターズ代表理事)

中島智人さん（基金21幹事会幹事、産業能率大学准教授）

藤澤：この団体の存在は外国籍県民か

ながわ会議の中で気づきの持ち寄りがあつて、その重要課題の「住まい」の部分で市民が立ち上がったものです。その時に県の後押し、事務的な下支えがなかったらできなかったという認識があつて、住まいサポートの問題は、公的支援が欠かせない分野という考えをお持ちです。確かに、民間にこういった団体がないと、なかなか解決の道が開かれなかったと思いますね。

この団体は、それ以前から、住まいサポート制度は国際課の仕事として、それを民間でサポートするという活動をいろいろと行ってきました。まず基金21の補助金で、その後に横浜市との協働モデル事業として相談窓口を作り、その中で課題が抽出され「対応マニュアル化」をしたということ、基金21の協働事業に発展したのです。

松岡…この団体の報告書を見て、おもしろいと思ったのは、バリアフリー、ユニバーサルデザインと似ていると感じました。日本語ができない外国人の方によかれと思つてやっていることが、実は日本人にとつても有益になるというところは、まさにユニバーサルで言われていることなんですね。手足が不自由だとか、眼の見えない方に対するサービスだと思つてしたことが、実はみ

んなにとつて安心安全だとよく言われますが、これと同じことを感じるんです。こういった活動の延長に、特に日本人が深く関わるることによって、制度そのものがこれでもいいのかといった本質的な見直しになつて展開していったら、非常に社会としておもしろいと思いますね。

藤澤…相談窓口対応の姿勢というのでしようか、それに対しこれでいいかという問いを突きつけていらつしやる。

中島…インタビュールに行つたら、中身が日本語できちんと整つていれるものを翻訳しようということ、翻訳の前に日本語できちんと説明できるようにしましょうという姿勢があるんですね。

松岡…うまく説明できないということ、仕組みその他に問題があるということなんですね。だから、自分たちの見直しにつながっている気がするんです。そこのおもしろいんですね。

補助金事業の展開「セイラビリティ」から「ヨットステーション」セクシャルハラスメント関東防止ネットワーク

松岡…さて、補助金ですが、今回は三つの団体をインタビュールしていただきました。協働との違い、いろいろ調べて感じたところから入りましょうか。

中島…セイラビリティ江の島(以下「セイラビリティ」と表記)を担当しました。協働との違いを強く感じたのは、協働の場合は目に見える成果を県と一緒に上げていなければならない。補助金の場合は団体の目標を達成すればいいわけで、今回特に感じたのは、団体には、前へ前へというボランティアなアクションがあるんですね。自分の余暇を活用して、自分たちのできることを社会に還元するというだけでなく、自分達の楽しむエネルギーを社会に向けてることを支援するという、非常に自発的活動を基金が支えている印象を受けましたね。

藤澤…補助金ならではの事業ではないかと思いました。代表の松本さんの言葉が印象的です。「ヨットのおかげで楽しい人生を送れた。だからみんなにもっとヨットを好きになつてもらいたい、それで社会に恩返しをしたい」とおっしゃっていました。

松岡…これを読んだ人はね、「なんでヨットなのよ」ということがあり得ると思うんですが、そこのおもしろいところはどうでしょう。

藤澤…松本さんにとつて、ヨットは趣味活動や学生のクラブ活動が発端だったんですね。これまで全国大会を実現

するとか、好きというだけでは、なかなかできない取組みを重ねる中で形成されてきた、ヨットをキイにした人々の繋がりを活かして、世の中の役に立ちたいというわけですね。

中島…セイラビリティが活用するアクセシビリティは私も乗りました。実際に乗つて見て、障害のあるなし、年齢に関わりなく安心して乗れますね。

この代表は「金持ちの道楽ということを払拭したい」とおっしゃっていたが、確か一回の乗船料は500円だったと思います。参加している人たちからすると、特別という意識は皆無ですね。そういう意味では、ヨットをひとつのツールとして今回のモデル事業があるわけですね。



松岡…ヨットではないよ、こんなこと

がいいよ」とおっしゃる方が将来的にどんどん出てきていただきたい。今回はたまたまヨットに情熱のある方が手を上げて、ヨットによるモデル事業というものを提案していただいたわけですね。いろんなものが出てくる社会であってほしいですね。他の二つの事業についてはいかがですか。

藤澤…ふらつとステーションドリーム（以下「ふらつとステーション」と表記）が実施するコミュニティカフェ事業は地域づくり、スクールセクシユアル・ハラスメント防止関東ネットワーク（以下「SSHHP」と表記）の取り組むセクシユアルハラスメント防止ワークショップは課題をどう解決していくか、という点で少し性格が違いますが、これまでの話との関連で共通点があります。それぞれの会員が強い関心がある。ある意味好きでやっている。言葉を換えれば、そのテーマに関心があるから取り組んでいるんですね。それがたまたまセクシユアルハラスメントであったり、コミュニティカフェであったりするわけです。

中島…SSHHPは会員の方はみんな学校の先生なんです。皆さん忙しいけれども苦にならない、一人ひとりの自発的活動で支えられているという感じが

強いですね。

松岡…そうするとね、仮にそういう人達がいなかったならば、この「セクハラ」の問題が残る。しかし、迅速に行政が対応することは可能だろうか。セクハラでいえば心に関わる微妙な問題だから、公平を旨とした行政が出ていくのは非常に難しいのではないかと。コミュニティカフェでいえば何でそこだけやるんだと、いろいろとできない理由はみごとに揃うわけです。

そこで、先程の話とつながるのですが、何人かの「気づき」と「ほっとけない」ということから始まったと思うんです。しかし、NPOや県民活動で始まった時の悩みは、やっぱりお金を得られないという問題、それからボランティアの支援を受けられない、場所の確保が得にくいと様々な困難に出会う。そこに、この場合は補助金だけでも、それによって大きく前進する。また何よりも、単にお金を得ただけでなく、選ばれたことが勇気づけや周囲の人たちの信頼を得ることにつながっているのではないかと思うわけですが、その点どうでしょう。

藤澤…SSHHPでは、活動に必要な事務所の経費とか、自分たちの研究活動の経費は自分たちで出しています。

補助金は、自分たちのステップアップ、チャレンジのための事業、自分たちが成長していくための呼び水的な使われ方をしています。

ふらつとステーションの補助金は1年でしたけれども、事業運営を支える半額に基金21の補助金を得たことで、多くの取材を受け、それが地域においての信頼につながったというサイクルがあつたようです。また、二つの事例とも、基金21制度での事業実施が教育委員会とのつながりを確かなものにすることに役立ったと感じました。

中島…SSHHPですが、教育現場では絶対にあつてはいけないというメッセージですね。セクハラだけですべてが終わってしまうが、でもそうじゃないんだよといった、オルターナティブみたいなものを提供して、きちんとした理解に基づいたセクハラへの対応をするというのは、行政のシステムでやる必要があるわけで県の補助金の役割は大きいですね。

セイラビリティは、彼らの活動を確実に進めていくための利害関係者である「なぎさパーク」との協力が確かなものになったとも言っていましたね。それと、今までの活動の中で、こういうことをやりたいけれどお金がない

ので踏み出せない、活動を通しての気づき、成長のきっかけ、発見した課題に補助金が活用される例が多いですね。チャレンジする時の補助金として活用されることが多い。



藤澤…教育委員会もそうですが社会的資源をもっている団体が、なぜそこを支援するのかと言われたときに、基金21を受けているということは強力な武器のひとつになるようです。

中島…NPOが教育委員会と関係を持つのは至難の業ですが、基金21のおかげで、というお話はよく聞きますね。

松岡…北相模では5年間で二千万円を超える助成を受けたわけけれども、金額だけでなく負担金や補助金を得たことで、県民の公的サポートを得ているという誇りと責任感から、よりよい事業活動につながっていく側面があつたような気がしますね。負担金に並んで、補助金についても大きい意味があつたと受け止めたいと思います。

協働プロセスに大切なこと

松岡：さて、協働について今一度深めたい。協働の文化がなかった中で、基金21は協働を大きく掲げて推し進めているわけですね。報告書からはうまくいっているという印象を受けるけれど、実際はいろんな苦労や軋轢があつて、それを乗り越えてきたんだろうと思うわけですね。協働では困難があつて当然だと思ふんですね。それをお互い乗り越えましょうということをやつてきたんだろうと思うのですが、こういった点でアドバイスをいただきたいのですが、いかがですか。

中島：北相模や、平成20年度で終了したSTSスポットもそうですが、特徴的なのは、NPOと県双方から、「言葉が通じない」ということをよく聞きます。1年間やつてみて、ようやく何となく仕事と一緒にできるよになつた。最初の1年間は何だったんだろう、というのが多い。

異質なもののほうが一緒に仕事をして相乗効果を生み出すわけですから、これは協働事業の宿命です。ですから、それをどう乗り越えていくのかというのがすごく重要だと思いますね。北相模の場合はいい事例です。年度途中に中間報告、年度末に事業報告と2回出

すんですが、お互い言いたいこと言つてますね。非常に課題をつまびらかにして、紙面を通して議論しています。松岡：その間に変化はありましたか。

中島：それはもう劇的ですね。報告書の最初の方を見ますと、このまま協働が続けられるんだろうかという感じでした。しかし5年の経過の中で、コミュニケーションをとつてきた事実に基づいて、事業を進めるために、違いを見極めてどうつきあつて行くかということを学んできた印象を受けます。

藤澤：それぞれの立場で成長してきているなと思いました。北相模の石村さんは、基金事務局も含めて県の担当者が交代するたびに、一から始めなければならぬと最初は言っていました。しかし、毎回、担当者の特徴を掴もうと努力をしています。

県の方は、団体から、突然協働事業を突きつけられ、協働が対等ならば計画の最初から相談してやりたいと正直に書いていましたが、石村さんに少し押され気味だったような印象を受けました。

中島：団体のよさとして、自分たちの気づきで、すぐに柔軟に対応しようと思います。しかし、県は本来の仕事もあるし、できることとできないことがある

るわけですね。そういうスピード感の違いというんですか、それは、最初では協働を進めるのに障害という受け止めだったんです。それが、そういうものなんだという理解に至つて、その中で成果をどう出していかという気づき、県の担当者の言葉で言えば、距離感がつかめるようになった、そしてそれを見極めてきたという印象が強いですね。

松岡：先ほども言いましたが、トラブル、行き違いがあるのは当然で、どうそれを乗り越えていくかということですね。異質な組織なり、違つた体験や立場の違う人たちが一緒にやっていくのだから、結局、解決策は電話やメールだけで済ませるんでなくて、膝を突きあわせて話し合う、それと忍耐力ということですね。外国人の課題にしろ、森林にしろ、大きな目標は共通で、大きなずれはないわけですから。

ここで思いだすのが、10年ほど前ですが、川崎市市の職員の話です。市の職員の中でNPOの意義を理解し一緒にやつていこうという思いのある職員は、当時、二、三十人しかいない。どういう人かという、それ以前にNPOにこてんぱんにやられて、喧嘩してそれ乗り越えて来た人だと言ふんですね。

県の職員でNPOと関わるのはきわめて限られた人達だから、トラブルはあつて当然なんですね。しかし、そのことは、おそらく50年後、100年後にはお互い分かり合つてやっているとありますが、今はその過渡期であつてその乗り越えるノウハウを蓄積して次世代にバトンタッチしていこうというメッセージにつながるかなんてです。

それと、確かに日本の場合、人事異動が多いですね。確かイギリスでは専門職化していると思いましたが。人事異動で昇進していくという側面があるから避けられないけれども、もう少し全体的な視野で考えていくことを行政に期待したいですね。

協働推進のために必要なこと

松岡：さて、協働にあつて県側に求めること、団体に求めることに話を移しましょう。これを読んでくださる方には、これから協働を考える方、あるいは今悩んでいる方がいらつしやると思いますので、アドバイスをお願いします。

藤澤：お互いの文化の違いを理解するということが大事ですね。北相模との協働の実施報告書の中で、ある時県の担当の方が立腹されていたことがあり

ました。それは、団体が相模原市との協働を始めることを県は事前に知らせてもらえなかったためということですね。団体は、自分達の実現したいことのために様々な社会資源を利用するわけで、単にそれを始めようとしただけで別に悪気はないのですね。最初にお話ししておればよかったですでしょうけれども。

松岡：立腹されるというのでもうどうしようか。

藤澤：仕事をやる上での習慣という文化が違うということに対してお互いの理解を少しずつでも進めていくことが大切だと思います。団体の方でも行政の仕組みを理解すれば軋轢は少なくなると思います。

中島：今回の取材で、県は協働とは何だろうかと意識的に考えるようになった印象を受けます。条例でも協働というものを広くとらえ、委託も協働の一部という理解です。県が仕様を決めてそれを団体が担うのも協働としていいです。しかし、委託と基金21の協働は違うという認識を持つようになったというところを、県の担当者から伺いました。そもそも困難な課題、行政の想像力の及ばない、認識のない課題に対して立ち向かうことが基金21なわけでは

から、委託とは異質、そういう認識は、今後一緒に協働する場合に大事にしたほうがいいと思います。特に、県提案型の協働事業がありますが、ともするとアウトソーシング的なものになってしまいがちのような気がします。基金21の協働は、一方的にNPOの提案を受け入れると言われるが、それを自分達の仕事と受け止めてやっていく、このような協働が求められていると思います。

松岡：県が押しつけられているということですが、問題の気づきを捉えることを基金21はやっています。県がすでにきちんとやっていることをNPOが、基金21の協働でやるということはない。どこもやっていない、そこをNPOが気づいて、ある手法と情熱をもってやる、やってほしいということ、基金21が仲人役になっていくわけで、話し合いの期間も設けているんですね。最初のところでイニシヤチブをとって、という県の担当者のこともわからないではありませんが、そのところは県民の、NPOの気づきを尊重してほしい。そこで、県のもっているノウハウを活かし、お互いが補いあって進めてほしいですね。

中島：補助金について、県は関わって

いないですけれども、市民の自発的活動を支援していく、NPOの意義を基本的に理解してほしいです。基金21には、その理解のもととなる多くのネタがあり、活かせると思うので是非見てほしいです。

それから、団体からは、行政の担当者が代わるということに不満が多いのですが、逆に強みになるんですね。その自分たちには知識、経験の継続した蓄積があるわけですから、強みとして活かすというふうな考えてもらいたいですね。

松岡：先ほどコミュニケーションが大事と言いましたが、県庁にNPOを呼び出す形でなくて、県の方々もNPOの人達が汗を流しているところに出ていって、現実の姿を理解する努力をしてほしいですね。平成22年度から、私たち審査会も3年経過した団体をお訪ねしました。それは私たちの発見にもなる。今後、県の方にも是非お願いしておきたいと思います。

負担金終了後の事業展開について

松岡：さて、基金21が金銭的にもかなり大きなサポートになっていることはいいことだけれども、同時に、年数に限りがある。協働では最長5年間、平

成21年度には、二つの団体が終了したけれども、金額が大きいだけにその後どうなったか心配になるのですが、北相模はどういう考えですか。

中島：FSCの認証から始まってから、事業的にはあまり変わっていませんが、相模原市が政令指定都市になる中で、地元との協働をしなければならぬ現状を見ると、自分たちの活動を見据えて、地に足をつけた活動を築きつつありますね。もう一方、新しい事業に取り組みたいと考えています。県産品やFSCの積み木の販売、貸し出しは、事業収入の面はあるが、現実的には負担金にはとうてい及ばない。

方向性としては、県域から自分たちの足元に直結することにシフトしているが、金銭的支援を得られないと活動は難しく、企業からの支援を含めて模索しています。それと、基金の時に得られた資源、ネットワーク、甲州古道マップとかの成果物を活動に活かすような、事業になっていきますね。

松岡：負担金という大きな支援を受けた団体が、それでスタッフをそろえた。しかし、終わったら首にしなければならぬという団体もあったと聞いているわけですね。平成23年度の対象事業の審査でも人件費の増額を要望する団

体もありましたが、応援すべきかどうか苦しむところです。



中島：何かを蓄積する人的資源の投資ならわかりますが、そうでないルーティン、経費的な人件費はなかなか先のことを考えると難しい。同じ経費でも何が後で残るだろうかということも考えざるを得ないですね。

藤澤：補助金の方が、団体が2分の1を出さなければならぬから、むしろ経費についてしっかり考えている場合が多いですね。また、すまセンの場合には、事業費に事務局経費は組み込まれていませんが、5年間でひとつの事業が終えられるように組み立てています。マニュアルを作るということは事業名に現れていませんが、対応マニュアルができたことで次のステップアップが考えられていますね。

中島：そうですね、仕組みを作って、それを改訂できる仕組みを作ったこと

が大きいです。

藤澤：現在無料で公開していますが、今後、部分的に有料とすることも検討しているようです。

松岡：ネット上であれだけの情報が提供されている。ネットだけであればそんなに経費をかけなくとも継続できそうですね。

基金21の協働に関して、助成金が終了する5年後は常に大きな課題けれども、理論的な可能性としては行政施策化して取り上げていくという形がひとつあり得ますし、いままでそういうことがなかったわけではない。ただ、今日の財政状況の中では、思いがあっても厳しいのが現実ではないでしょうか。

中島：協働の相手が行政ですから、一番にそれを考えなければなりません。基金21事業の受益者というのは、負担することは難しい場合が多いですね。ですから、それ以外の受益者がいないかどうか探すのもひとつの方向性ではないかと思えます。仕組みや実際的なものを作り上げた。そこからサービスを受ける直接的な人以外を探すことも必要ではないでしょうか。

藤澤：病院とか企業とかもう少し周りを見ていって、民間の組織・機関で取組み支援、連携してくださるところと

つながるということですね。これまでも、行政の制度に組み込まれたり、事業化するという方向は多くないと思いましたがね。

中島：基金21の投資は他に代え難い。その成果に依拠したサービスを初期投資なしの低いコストとして提供できれば、そのサービスを利用することで、その経費を負担する人も出てくるのではないのでしょうか。

藤澤：すまセンの対応マニュアルがそうですね。それを使ってくださったらサービスが向上しますということで、広く利用していただき、経費を負担してもらおうことができるかもしれない。

基金21が団体に期待すること

松岡：それでは、最後に基金21が団体に期待することについて話し合いたいと思います。

基金21ができて10年が経過し、これまで大きな役割を果たして来たと思えます。しかし、まだまだ存在を知らない方が大勢いらつしやる。そういう方々に存在を知っていただく努力が必要ですね。

あわせて、日本の社会が大きな困難に直面し、これは、二、三年我慢したら調子がよくなるような性格の問題で

はない。ますます困難の度合いを深め、県の状況にしても財源不足が予測され、事業費もカットされ、人件費もカットされている状況です。その中で、基金21が県民の方々から支持される姿が展開されないかぎり、何をしているのかと県民からの声が上がってくる、あるいは県職員からは何で基金だけがそのままと思われるのは当然です。

基金21の展開される事業がフェアに、いい形で展開され県民サービスの向上につながるし、協働の展開にもつながることが必要ですね。そのために、NPOはもっともっと県民のニーズに応えたいプログラムで応募してもらって、よりよい形で展開してもらおう努力してもらいたいですね。

藤澤：基金21創設時には、その仕組みに比べられる団体があるということを実現してきたのだと思います。いま、県内のNPO法人の数は全国で第3位、任意団体はもっとたくさんあり、だからこそ基金21制度は、まだまだ活用される状況があります。団体に制度をよく知らせ、北相模のように1回だめでもあきらめず、提案内容を練り直すなどして、再度チャレンジしてみたいです。

中島：財政的に困難な状況の中で、基

金21の役割も変化せざるを得ませんが、基本的には基金21の性格は、消費的なお金ではないということ、将来に向けた投資的な意味合いが強い。パッケージとしての魅力は重要になってくる。県の成長、団体の成長を促すものとしての資金的手当であることを意識して取り組む必要があるのではないのでしょうか。

県民の方々に支持されるということは難しい問題ですが、市民活動に対する支援の姿勢を見せることと、誰もが応募できる開かれた制度であることを県民の方に訴えていくことが重要だと思います。

いいプログラムをどう判断していいか悩むところですが、NPO側の責務としてすごく重要ですね。助成金がどう事業に結びついて、どう社会的認知を得て支援を得ていくか、3年、5年で助成が終わった後に、社会的支援にどう結びつくか、仕組みを変えていくことにつながって、助成金額以上のことをやるといふ、そういうことが見えるプログラムを、団体が開発していかなければと思います。

藤澤：そういった意味では、基金21は、単なる補助、支援でないことを確認しておくことが大切ですね。基金21制度

が目指すところは、この報告書を含め、成果を検証したり意義を語り合ったりすることを通して、様々な社会課題に向けた方策の方向性を、社会全体で考えていけるような、そういう仕組みをつくっていかうとしているのだと思います。

松岡：私は、次世代のことを考えるわけですが、県民が自分たちの価値観、判断でよいと思うところに自分達が寄附の形でサポートするのが理想的な姿と思うわけですね。そういった時代への過渡期として基金21制度は高く評価されると思うのです。

従って、NPOの方々に訴えたいことは、価値があると信じる自分たちの活動に周囲の方々の理解を得られるような努力を是非お願いしたい。個人や企業から寄附を受ける、ボランティアの支援を受けられる、優れた人材の支援を受ける、そういったことを目標として取り組んでほしいですね。もう一つ、基金21に応募する団体が県に何を期待するかという広報というのが多いんですね。しかし、NPOの広報というのは重要なテーマなので、自分達の活動に対して周囲の人達の理解と支援を受けるためにどういう方法があるのかということ、本来の事業

とあわせて、自分達で真剣に取り組んでほしいと思います。

中島：基金21のような公的支援は日本社会では重要ですが、NPOを市民が支えるという考えは全く同感です。資金を受ける側も基金の側も、そのような将来的な認識を持つことは重要だと思います。

藤澤：そうした社会になるためには、一人ひとりのボランティア精神が必要だと思います。ボランティア活動をしないことが申し訳ないとか、恥ずかしいと感じるような社会にならないといけないことでしょうか。そういった考え方についての普及啓発は、大切だと思います。

松岡：まさにそうなんです。そういったことが、県民に広がることによって展望が開けてくるんですね。そのためにも、弁護士や会計士などの専門職の方々のいわゆるプロボノの協力が得られるようなNPOになってほしい。そして、そういった活動が重要であるという眼を持っていただいて、場合によってはそういう方々を表彰する、顕彰することで高めていくことは、補助金に劣らない支援につながる気がします。

これからの時代に向けて、基金21が

県民の方々に支持され、社会を変えるような県民・市民活動を支援する基金21でありたいと思います。

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会名簿

(平成23年3月現在)

	氏 名	所 属
神奈川県ボランティア活動推進基金審査会委員	会長 松岡 紀雄	神奈川大学経営学部・同大学院経営学研究科教授
	会長職務代理者 渡辺 誠二	一般社団法人ロータリーの友事務所所長
	臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
	上條 茉莉子	(特非)コペルNPO代表 コペルネット株式会社代表取締役
	黒田 かをり	CSOネットワーク共同事業責任者
	長倉 勉	神奈川新聞社企画事業部長
	中島 孝夫	(社福)神奈川県共同募金会事務局次長
委員 兼 幹事長	服部 篤子	社会起業家研究ネットワークCAC代表 明治大学・明治学院大学・立教大学大学院兼任講師 一般社団法人DSIA常務理事 (株)公共経営・社会戦略研究所特任研究員
神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会幹事	幹事長職務代理者 藤澤 浩子	(特非)よこすかパートナーシップサポーターズ代表理事 法政大学兼任講師、同大学大学院多摩共生社会研究所特任研究員
	有北 いくこ	(特非)ままとんきっず理事長
	石川 修	鎌倉女子大学短期大学部教授
	金 迅野	(社福)青丘社・川崎市ふれあい館職員 元(財)県国際交流協会国際協力課課長補佐
	為崎 緑	中小企業診断士 (社)神奈川県経営診断協会理事
	中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
	松村 正治	(特非)よこはま里山研究所理事長 恵泉女学園大学人間社会学部人間環境学科准教授

(会長、会長職務代理者、幹事長、幹事長職務代理者を除き五十音順)

これまでの基金21対象事業・団体等一覧

協働事業負担金

番号	申請者(団体名)	事業名	交付額 (単位:千円)	事業実施年度
1	特定非営利活動法人 リロード(楠の木学園)	引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業	44,640	H13~H17
2	特定非営利活動法人 よこはま里山研究所	市民による里山の保全と活用のシステムづくり	20,500	H13~H17
3	特定非営利活動法人 小網代野外活動調整会議	小網代の森保全推進事業	10,290	H13~H17
4	特定非営利活動法人 女性の家 サーラー	女性のための緊急一時保護施設(シェルター)と外国人に対する相談事業	37,000	H13~H17
5	特定非営利活動法人 相模川倶楽部	不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業	6,900	H16~H17
6	特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター	犯罪や災害の被害者等に対する支援事業	31,300	H14~H18
7	特定非営利活動法人 多言語社会リソースかながわ	医療通訳派遣システム構築事業	48,400	H15~H19
8	特定非営利活動法人 ワンダーポート	強迫的ギャンブラー(ギャンブル依存症者)の回復と社会復帰のための事業	38,620	H15~H19
9	特定非営利活動法人 ソフトエネルギープロジェクト	地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくり	43,300	H15~H19
10	特定非営利活動法人 STスポット横浜	アートを活用した新しい教育活動の構築事業	43,375	H16~H20
11	特定非営利活動法人 野生動物救護獣医師協会神奈川支部	野生動物救護に関する支援事業	25,000	H16~H20
12	特定非営利活動法人 緑のダム北相模	森林と都市生活者をつなぐ水源環境の保全・再生	23,500	H17~H21
13	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	行政相談窓口職員多言語対応&相談能力向上研修事業	14,300	H17~H21
14	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか	地域の活性化・働きたい若者就労支援ネットワーク事業		H18~H22
15	特定非営利活動法人 湘南ライフサポート・きずな	野宿者に対する総合相談及びシェルター事業		H18~H22
16	多文化共生教育ネットワークかながわ	外国につながりを持つ子どもへの教育・進路サポート事業		H18~H22
17	横浜Cruiseネットワーク	MSM健康支援センター事業		H19~
18	特定非営利活動法人 スマイルオブキッズ	こども医療センター患者・家族滞在施設運営事業		H19~
19	特定非営利活動法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク	地域生活交通創出・再構築事業		H19~
20	特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ	子どものシェルター運営事業、居場所のない子どもの電話相談事業		H20~
21	特定非営利活動法人 脳外傷友の会ナナ	高次脳機能障害ピアサポートセンター設立等支援事業		H20~
22	多文化まちづくり工房	県営いちよう団地在住の外国籍住民に対する包括的入居サポート事業、及び入居サポート事例の普及事業		H20~
23	特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ	デートDV(恋人間の暴力)防止のためのシステム構築事業		H21~
24	特定非営利活動法人 アレルギーを考える母の会	アレルギー児を学校で支える研修事業		H21~
25	特定非営利活動法人 のびの会	摂食障害者等の地域における総合支援事業		H21~
26	特定非営利活動法人 がんサーネットジャパン	がん体験者による、がん患者・家族のためのピアサポート事業		H22~
27	特定非営利活動法人 湘南市民メディアネットワーク	映像・メディアコンテンツ制作による青少年育成支援事業		H22~
28	横浜やっしや鯛	伝統芸能<祭囃子・神楽>伝承の普及・啓発事業~「祭の音」プロジェクト		H22~

ボランティア活動補助金

番号	申請者(団体名)	事業名	交付額 (単位:千円)	事業実施年度
1	都筑ハーベストの会	精神障害者のノーマライゼーションを進める市民の会	316	H13
2	国際子ども権利センター	子どものための人権教育普及事業	3,322	H13～H14
3	特定非営利活動法人 日本ガーディアン・エンジェルズ	犯罪防止活動強化及び県民啓発推進事業	4,000	H13～H14
4	特定非営利活動法人 さなぎ達	横浜寿町地区近郊に住む生活保護受給者、路上生活者の医・衣・食・住にわたるセーフティネットの整備、及び自立自援できる環境作りの為の事業	5,505	H13～H15
5	Grupo ABC	母国語・母国文化教育事業	1,332	H13～H15
6	かながわ外国人すまいサポートセンター	在住外国籍住宅入居事業	4,400	H14～H16
7	特定非営利活動法人 わになろう会	障害児の放課後・休日の活動支援及び障害のある青年の自立支援事業	6,000	H14～H16
8	精神障害者就労支援の会	精神障害者による有機野菜販売訓練事業	6,000	H14～H16
9	特定非営利活動法人 発見工房クリエイト	青少年に科学のおもしろさを知らせる手づくり科学館事業	6,000	H14～H16
10	ウィメンズネットサポート	DV被害女性に対する相談事業と支援ボランティア養成事業	2,904	H15～H16
11	特定非営利活動法人 そだちサポートセンター	不登校状態にある青少年への回復活動参加促進事業	6,000	H15～H17
12	特定非営利活動法人 ライナスの会	不登校児、要配慮児の義務教育終了後における進学面・就業面・日常生活面の自立を支援する事業	6,000	H15～H17
13	鎌倉中央公園を育てる市民の会(山崎の谷戸を愛する会)	子どもの里山体験学習を小中学校と連益させる手だて	1,984	H15～H16
14	特定非営利活動法人 フトゥーロ	発達障害を持つ幼児及びその家族への子育て支援事業	4,424	H16～H18
15	特定非営利活動法人 川崎の海の歴史保存会	海苔つけ体験教室と干潟のある海の公園づくり事業	5,230	H16～H18
16	特定非営利活動法人 子どもと生活文化協会	農業特区・NPO市民農園事業	2,000	H16
17	特定非営利活動法人 自然塾丹沢ドン会	里山里地保全事業	5,440	H16～H18
18	特定非営利活動法人 女性・人権支援センター ステップ	DV被害女性自立支援活動事業・中期シェルターの運営	6,000	H16～H18
19	特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ	CAP(子どもへの暴力防止)教職員向けワークショップの提供事業	5,452	H17～H19
20	横浜飛天双〇能実行委員会	新作能「横浜(仮題)」を作る	2,000	H17～H18
21	かながわ「非行」と向き合う親たちの会	青少年の非行克服支援及び悩む親たちへの援助活動事業	1,300	H17～H19
22	特定非営利活動法人 Ethnic Japan	多文化共生事業	275	H17
23	特定非営利活動法人 大和市腎友会	透析患者向け災害対策の策定	5,750	H17～H19
24	NPOカタリバ	高大産連携による進路指導プログラムの開発・普及事業	3,250	H17～H18
25	かわさきの在日高齢者と結ぶ2000人ネットワーク	在日コリアン生活文化資料館世代間交流事業	3,950	H18～H20
26	特定非営利活動法人 パラボラジヤパン	視覚障害者自立支援事業	2,150	H18～H20
27	特定非営利活動法人 湘南市民メディアネットワーク	湘南映像祭の開催及びメディア講座定期開催事業	3,945	H19～H20
28	特定非営利活動法人 セイブリティ江の島	海はバリアフリー セイラビリティ活動	4,748	H19～H21
29	特定非営利活動法人 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク	スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ワークショップ	1,228	H19～H21
30	日タイを言葉で結ぶ会 ラックパーサータイ	日タイ協働による在日タイ人児童・生徒の学習支援事業		H20～H22
31	てのひら～人身売買に立ち向かう会	神奈川県！人身売買問題を共に考える、「きっかけ」ワークショップ提供事業とワークショップパー養成事業		H20～H22
32	特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	コミュニティカフェ事業	2,000	H21
33	特定非営利活動法人 中学・高校生の日本語支援を考える会	外国につながる中高生の教科学習のための教材作成プロジェクトⅡ(ポルトガル語版・西語版ドリル及び『学習語彙6000語用例集中国語版』(仮称))		H21～
34	ファルク	食べ物依存症(摂食障害)者回復支援事業		H22～
35	特定非営利活動法人 発達サポートネットバオバブの樹	目に見えない軽度の発達障害をもつ子どもたちとその親御さんへの支援		H22～
36	特定非営利活動法人 藤沢市民活動推進連絡会	「NPO見本市」プロジェクト		H22～
37	特定非営利活動法人 RDA横浜	障がい者のための定期乗馬会		H22～
38	特定非営利活動法人 在日外国人教育生活相談センター・信愛塾	在日外国人子どもたちの「居場所」づくりと教育・生活相談・「支援」事業		H22～

ボランティア活動奨励賞

番号	団体名等	主な活動内容	副賞金額 (単位:千円)	対象年度
1	信愛塾	在日外国人の子ども達への交流・学習支援	800	H13
2	寿支援者交流会	野宿生活者への訪問活動(パトロール)、交流・学習会活動	800	
3	アジアの女性と子どもネットワーク	タイ山岳民族の子ども達の就学援助・学校建設支援、HIV感染の予防啓発教育	800	
4	特定非営利活動法人 パーソナルサービスセンター トムトム	地域の障害児・者の生活・余暇活動支援	800	
5	フリースペース たまりば	「子どもと大人」の居場所づくり	800	
6	リリーフクラブ	社会的弱者に対する住環境改善支援	800	H14
7	子育て支援グループ ゆめこびと	子育て中の親への支援活動	800	
8	インドシナ難民の明日を考える会	在日インドシナ難民への日本語・学習指導、インドシナ本国(主としてカンボジア)の恵まれない方々への支援	800	
9	ボランティア会 ランパス	病院に来る患者及びその家族を対象とした支援活動、病院での行事の開催	800	
10	カラバオの会(寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会)	外国人労働者の労働相談活動	800	
11	有川百合子	丹沢大山国定公園のゴミ撤去活動、自然保護活動	400	H15
12	特定非営利活動法人 ままとんきつず	子育て支援を必要とする親子・関係者に対する支援活動	800	
13	特定非営利活動法人 川崎水曜パトロールの会	川崎市内の野宿者のパトロール活動、病弱者への個別訪問活動、野宿者との交流事業	800	
14	特定非営利活動法人 ベガスの会	子どもを対象とした自然体験事業、子どもの健全育成活動	800	
15	サルサガムテープ	障害を持つメンバーの音楽活動による自立支援、音楽に興味を持つ障害者へのサポート活動	800	
16	コトバノアトリエ	言語表現のワークショップ等を通じた青少年の育成活動	800	H16
17	特定非営利活動法人 I Love つづき	地域の調査等を生かしたまちづくり活動	800	
18	特定非営利活動法人 聴導犬育成の会	聴覚障害者のための聴導犬育成・普及活動	800	
19	特定非営利活動法人 かわさき自然調査団	川崎市全域の自然調査を通じた環境保全活動	800	
20	平間わんぱく少年団	和太鼓を通じた青少年の居場所づくりや育成活動	800	
21	ジョブコーチプラス1	知的障害児・者援護就労活動	800	H17
22	多文化まちづくり工房	日本語学習支援・多分化共生の促進活動	800	
23	劇団湘南山猫	童話や民話、民族楽器演奏を取り入れた音楽劇など、オリジナル劇公演活動	800	
24	ほっと茅ヶ崎準備室	消費者と商店会の連携によるまちづくり活性活動	800	
25	よみきかせボランティアグループ おはなしばる〜ん	読み聞かせによる子どもの健全育成活動	800	
26	特定非営利活動法人 さなぎ達	寿地区ホームレスへの支援活動、まちづくり活動	800	H18
27	特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン	地域ネットワーク型福祉オンブズマン活動	800	
28	きこり会	知的障害者共生促進活動	800	
29	特定非営利活動法人 AIDSネットワーク横浜	エイズに対する予防啓発活動	800	
30	パレスチナのハートアートプロジェクト	アートによるパレスチナ難民支援活動	800	

番号	団体名等	主な活動内容	副賞金額 (単位:千円)	対象年度
31	特定非営利活動法人 神奈川子ども未来ファンド	子ども・若者の育ちを支えるための寄付プログラムの開発実施や県内NPOへの資金助成	800	H19
32	特定非営利活動法人 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク	電話相談を中心とした児童虐待防止活動	800	
33	カラカサンー移住女性のためのエンパ ワメントセンター	DV被害などの問題を抱える外国籍女性とその子ども達への自立支援活動	800	
34	特定非営利活動法人 よこはまチャイルドライン	子ども達の声を電話を通して受け止めるチャイルドライン活動	800	
35	精神保健ボランティアグループ ひびき	精神障害者への居場所の提供を中心とした当事者間及び市民との「仲間づくり」活動	800	
36	宇宙船(不登校から学ぶ会)	不登校や引きこもりの子ども達とその親に対する支援活動	800	H20
37	特定非営利活動法人 平塚・暮らしと耐震協議会	地域と連携した耐震補強の推進と地域力向上活動	800	
38	ステップ国際理解	国際理解、国際交流のための小中学校校訪問活動	800	
39	エコサーファー	地域通貨の活用による地域活性化活動及び環境意識の啓蒙	800	
40	知的障害者スポーツクラブ アスリートクラブ藤沢	スポーツを通じた障害者の健康増進、仲間づくり活動	800	
41	ヒロコ・ムトー(本名 相澤 紘子)	子どもたちへの、いじめの克服と生きる勇気を与えるための朗読講演活動	400	H21
42	なでしこ防災ネット	家庭や地域を守る女性を対象にした防災知識や技能の普及	800	
43	こどもの本のみせ ともたち	子育てに悩む母親と子ども達へのおはなし会・読み聞かせ活動	800	
44	特定非営利活動法人 峠工房	知的障害者、発達障害児・者、小・中学生への生活・学習支援	800	
45	GLOBE PROJECT	スポーツを楽しむことを通して社会問題の解決につなげる、スポーツイベント開催活動	800	
46	藤沢ウイングバスケットボールクラブ	知的障害者のバスケットボール支援活動	800	H22
47	朋ボランティアグループ	障害者の就労の場を確保するための福祉製品販売店「手作り品の店 朋(とも)」の運営	800	
48	「水俣」を子どもたちに伝えるネットワー	子どもたちへ水俣を伝え、学ぶ場の提供	800	
49	日吉台地下壕保存の会	地域に残る戦争遺跡の見学により戦争と平和について考えてもらう活動	800	
50	紙芝居文化推進協議会	紙芝居文化の普及推進活動	800	

かながわボランティア活動推進基金21とは？

かながわボランティア活動推進基金21は、地域社会がますます多様化し、ボランティア活動が果たす役割が次第に大きくなっている状況の中で、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、県とボランティア団体等が協力し、協働して事業を進めていくことや、その活動を促進するための支援を目的として、2001年（平成13年）度に神奈川県が設置した制度で、次の3つの事業で構成されています。

協働事業負担金

この事業は、地域社会にとって必要な公益的な事業で、ボランティア団体等と県が対等な立場でパートナーシップを組んで行うことで一層の効果が期待できると考えられる事業の推進を目的としています。

ボランティア団体等と県が、事業実施に当たっての基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結した上で、両者が協働して行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担します。

最長5年間を継続して交付を受けることができますが、年度ごとに神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（以下「審査会」という。）の審査を受けていただきます。

ボランティア活動補助金

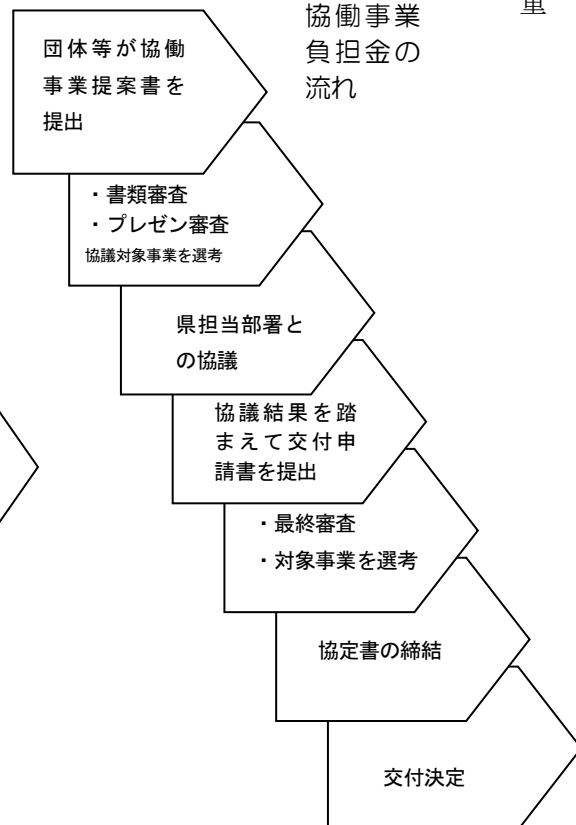
この事業は、ボランティア団体等が地域社会の抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む公益的な事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする先駆的な事業などの立ち上げや新たな展開への支援を目的とし、基金からその事業に要する経費を補助します。継続して最長3年間交付を受けることができますが、年度ごとに審査会の審査を受けていただきます。

ボランティア活動奨励賞

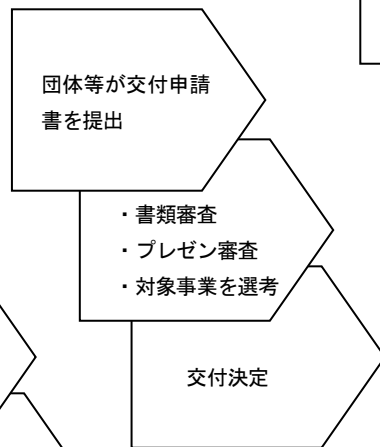
この賞は、他のモデルとなるような実践的な活動で、地域社会への貢献度が高い活動に自主的に取り組んでいる団体等を表彰することによって、その活動の継続・発展を促進するとともに、県民の皆さんにボランティア活動に対する関心をより一層高めていただくことを目的としています。

ボランティア活動奨励賞として表彰状及び副賞として賞金（団体100万円、個人50万円を限度とする。）を贈ります。

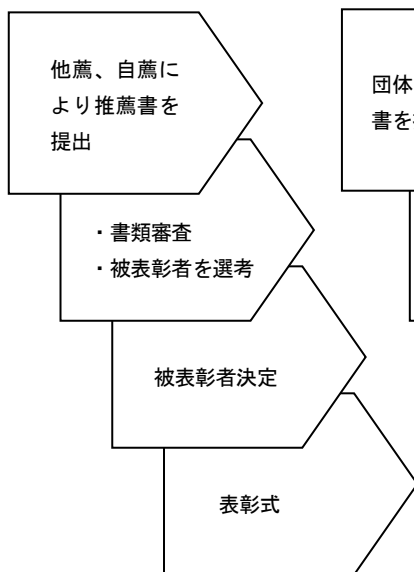
協働事業負担金の流れ



ボランティア活動補助金の流れ



ボランティア活動奨励賞の流れ



編集後記

かながわボランティア活動推進基金21は、平成13年度に設置して以来、協働事業負担金、ボランティア活動補助金及びボランティア活動奨励賞という三つのメニューにより、社会が抱える課題の解決につながる事業や先駆的取組みモデル的活動などに116もの事業・団体等への助成を行ってきました。

神奈川県は、複雑・多様化する様々な課題の解決を図るために、ボランティア団体等の果たす役割が期待される今日、平成22年4月に「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」を施行しました。

また、平成22年6月には、政府の「新しい公共円卓会議」で、「新しい公共」宣言が発表されました。そこでは、NPOや企業などの事業体、政府が協働することによって、「支え合いと活気がある社会」という新しいビジョンが示されました。

このような中で、基金21は、目的や助成規模から、全国的に類のない制度であり、ボランティア団体等の県との協働の取組みを始めとして、多くのプロジェクトに助成を行ってきました。これまでに助成が終了した多くの事業が、全国的にも注目される成果を挙げています。

本報告書では、新しい課題の発見と解決の突破口を開こうする、それぞれの団体の思いと実践が具体的に記載されています。

そうした、事業実施プロセスと事業成果から多くの点に学ぶことがあるに違

いない、そしてそれを多くの方々知っていただきたいという思いから本報告書を作成しました。

このような、実践経験の検証を踏まえた、団体等の報告が、自らの活動の振り返りの物差しとしての役割を果たすことを願ってやみません。

最後に、いつも多大なご尽力をいただいている松岡紀雄基金21審査会会長をはじめとする委員及び幹事の皆様、インタビューと執筆をお引き受けいただいた藤澤浩子さん、中島智人さんの両幹事、そして執筆にご協力いただいた各団体等の関係の皆様へ改めてお礼申し上げます。

この報告書は、以下の方々のご協力を得て作られました。(敬称略)

■各団体へのインタビュー記事執筆

藤澤 浩子	〔神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会幹事 特定非営利活動法人よこすかパートナーシップサポーターズ代表理事〕
中島 智人	

■インタビュー協力・振り返り記事及びデータ記事執筆

特定非営利活動法人 緑のダム北相模
神奈川県環境農政局かながわ農林水産ブランド戦略課
神奈川県政策局土地水資源対策課
神奈川県県央地域県政総合センター森林保全課
特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
神奈川県県民局国際課
特定非営利活動法人 セイラビリティ江の島
特定非営利活動法人 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム
ヒロコ・ムトー
なでしこ防災ネット
こどもの本のみせ ともだち
特定非営利活動法人 峠工房
GLOBE PROJECT

■基金 21 審査会会長・インタビュー^{てい}ー鼎談

松岡 紀雄 (神奈川県大学経営学部教授)
藤澤 浩子
中島 智人

未来を拓く**挑戦者たち** vol. 4

かながわボランティア活動推進基金 21

平成 21 年度助成終了事業成果報告書

平成 23 年 3 月発行

編集・発行 かながわ県民活動サポートセンター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

電話 (045) 312-1121
